

令和7年第2回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和7年6月13日		
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室		
開 会	令和7年6月13日 午前9時30分宣告		
応 招 議 員	2番 山石 恭助 3番 山崎 匡 4番 山田 寛二 6番 加藤 康幸 7番 赤松 紀幸		
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	6番 加藤 康幸（早退）		
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 副 町 長 八十島 温夫 教 育 長 三好 秀二 総 務 課 長 小西 亨 防災安全課長 谷口 健二 ふるさと創生課長 友岡 純 農林振興課長 中井 和彦	会計管理者兼出納室長 建設環境課長 町 民 課 長 吉野生支所長 保健福祉課長 教 育 課 長 代表監査委員	久保田 忠 井上 靖 芝 吉彦 竹葉 誠 山崎 浩司 戎 秀之 榎本 孝幸
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子		
会 議 録 署 名 議 員	議長、次の両議員を指名 6番 加藤 康幸 7番 赤松 紀幸 2番 山崎 匡		
会 期 の 決 定	令和7年6月13日～6月13日（1日間）		

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 招 集 挨 拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	選挙 5	議長の選挙について
追加 1	選任 4	議会運営委員の辞任の許可について
4	—	一般質問（4番、3番、2番）
5	報告 2	鬼北土地開発公社に関する報告について
6	報告 3	株式会社まちづくり松野に関する報告について
7	報告 4	株式会社松野町農林公社に関する報告について
8	報告 5	フォレスト株式会社に関する報告について
9	報告 6	令和6年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
10	承認 1	専決処分の承認について（令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））
11	承認 2	専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）
12	承認 3	専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
13	議案 45	宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
14	議案 46	辺地に係る総合整備計画の策定について

1 5	議案 4 7	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
1 6	議案 4 8	松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
1 7	議案 4 9	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
1 8	議案 5 0	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
1 9	議案 5 1	松野町国民健康保険税条例の一部改正について
2 0	議案 5 2	動産の買入れについて
2 1	議案 5 3	工事請負契約の締結について
2 2	議案 5 4	令和 7 年度松野町一般会計補正予算（第 1 号）
2 3	議案 5 5	松野町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について
2 4	議案 5 6	松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
2 5	選挙 6	宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙について
2 6	選挙 7	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
2 7	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
2 8	—	議員派遣の件

5 閉 議
6 散 会

副 議 長	ただいまから、令和 7 年第 2 回松野町議会定例会を開会します。 （ 9 ： 3 0 ）
副 議 長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂 本 町 長	「議長」
副 議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、令和 7 年第 2 回定例議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。 今週初め、四国地方の梅雨入りが発表されました。全国的に異常気象が頻発化する中、これから大雨等によります浸水被害や土砂被害への警戒が最も必要な時期となります。町民の皆様には、気象情報に注意され、備蓄品の補充や避難経路の確認など、事前にできることを実行していただきますようお願いを申し上げます。 さて、長い歴史と伝統を有する松野町議会においても、このように空席が目立つ本会議は極めて異例だと思います。今回のお 2 人の議員の突然の辞職については、大変驚いているとともに誠に残念であります。議会内部でどのような軋轢があったのか、私は詳細を知る立場になく、また辞職されたお 2 人の議員には、それぞれの事情があつて重い決断を下されたものであり、私がコメントすることは差し控えたいと存じますが、お 2 人に投票し議会に送り出された支援者の皆さんの思いが、今後議会において反映されづらくなることは大きな損失であると言わざるを得ません。 今後、公職選挙法の規定により 5 0 日以内に議員の補欠選挙を行わなければなりません、それまでの間、町政を停滞させるわけにはいきません。3 月議会でお認めいただいた令和 7 年度の業務計画と当初予算の着実な執行、そして本日提案しています補正予算の具現化に、ここにいる議員さんの御理解、御協力をいただきながら粛々と取り組んで参りますので、よろしくお願いをいたします。 なお、その補欠選挙につきましては、選挙管理委員会の御英断により、予定されている参議院議員選挙と同日となる日程としていただき

副 議 長	ました。これにより、選挙事務費用の圧縮とともに、町民の皆さんの負担軽減や投票率の低下防止に一定程度効果があるものと判断しておりますけれども、議会、そして行政への不信感の払拭にはならないとも考えています。町民の皆さんの御批判、御叱責を真摯に受け止めて、議決機関と執行機関が車の両輪のごとく町政を前進させていくことができますように、ともに信頼回復に取り組んで参りましょう。 さて今回提案いたします案件は、報告、承認、条例、規約の改正、辺地計画の策定、契約の締結、一般会計補正予算、人事案件などがあります。 3月定例会の閉会挨拶で申し上げましたとおり、職員の不祥事に係る私自身を含む給与の減額措置の案件も提案させていただいておりますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます、議会開会の挨拶といたします。 どうぞよろしくお願いいたします。 ここで一言、おわびをさせていただきます。 この度、町民の皆様に、御心配とお騒がせしましたことを、心からおわび申し上げます。 すいませんでした。 次に、今期定例会に関する諸報告をします。 まず、令和7年6月5日付けで、森岡健治議員から議員の辞職願が提出され、同日付で許可したので報告します。 次に、令和7年6月6日付けで、安西博文議員から議員の辞職願が提出され、同日付で許可したので報告します。 次に、今期定例会に提出される案件を報告します。 今回提出される案件は25件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。 続いて本日の議事日程を報告します。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりで
--------------	--

		す。御承知をお願いします。 次に、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いします。 次に、監査報告であります。監査委員から、令和 7 年 2 月、3 月、4 月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。 続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりです。御確認をお願いします。 これから、本日の会議を開きます。(9 : 3 6)
副 議 長		日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、6 番加藤康幸議員、7 番赤松紀幸議員を指名します。
副 議 長		日程第 2 「会期決定の件」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
副 議 長		異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日 1 日間に決定しました。
副 議 長		日程第 3 議長が欠員となりましたので、「議長の選挙」を行います。 選挙第 5 号「議長の選挙」を行います。 議長の選挙は、投票で行います。 議場の出入り口を閉鎖します。 ただいまの出席議員は、5 名です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番山崎匡議員、4 番山田寛二議員を指名します。 投票用紙を配ります。

副 議 長	投票用紙の配付もれは、ありませんか。 (なしの声) 配布もれなしと認めます。 投票箱を点検します。立会人確認してください。 (異状 ～ なし)
副 議 長	異状なしと認めます。 ただいまから、投票を行います。 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。なお、議長は議長席で記載し、最後に投票箱に投票します。 それでは、記載してください。 点呼を命じます。 事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。 点呼を行います。
森 本 事 務 局 長	3 番山崎匡議員、4 番山田寛二議員、6 番加藤康幸議員、7 番赤松紀幸議員、2 番山石恭助議員。
副 議 長	投票漏れはありますか。 (なしの声)
副 議 長	投票漏れなしと認めます。 投票を終ります。 開票を行います。山崎議員及び山田議員は開票の立ち会いをお願いします。 選挙の結果を報告します。 投票総数 5 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。 そのうち、有効投票 4 票、無効投票 1 票、無効投票中 1 票は白票です。 有効投票のうち山田寛二議員 4 票、以上のとおりです。 この選挙の法定得票数は、2 票です。 したがって山田寛二議員が議長に当選されました。

	議場の出入り口の閉鎖を解きます。 ただいま、議長に当選されました山田寛二議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。 ここで議長に当選された山田寛二議員から当選受諾の挨拶を受けます。
4 番 山 田	「議長」
副 議 長	「山田議員」
4 番 山 田	おはようございます。 ただいま議長に選出されました山田です。 先日、議長と議員1名が議員辞職をされまして、かつてない混乱の中で議長を務めることになり、重責を感じております。 議会運営をする上で、私の信条としては、公平公正の立場で、是々非々のことを常に考えながら臨んでいきたいと考えております。 議員の皆様、理事者の皆様には、御協力をいただきながら、誠心誠意努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上です。
副 議 長	以上で、議長選挙を終わります。 これで、議長の職務は全部終了しました。御協力、誠にありがとうございました。
議 長	山田寛二議長、議長席にお着き願います。 議長を交代しました。 これからの議事運営に御協力をお願いします。 ここで、しばらく休憩をします。(9:50) (休憩 9:50 ～ 再開 10:19)
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(10:19) 議事の都合により、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくをお願いします。
副 議 長	議長を交代しました。

	よろしくお願いいたします。 休憩中に、総務常任委員会が開催され、不在となっております副委員長長の互選が行われ、赤松委員が副委員長に選任されました。 その後、赤松副委員長宛てに山田委員長から総務常任委員長長の辞任届が提出され、同委員会において辞任が許可されました。 その後、委員長の互選が行われ、総務常任委員会委員長に山崎匡委員が選任されました。 それではここで、山崎匡委員長から就任の挨拶を受けることにします。
3 番 山 崎	「議長」
副 議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	先ほどの総務委員会において、総務委員長の職をすることが決まりました山崎です。
	前山田委員長の後、しっかりした委員会運営ができるよう心がけていきますので、議員皆様、今後ともよろしくお願いいたします。
副 議 長	次に、休憩中に、山田議長から議会運営委員の辞任届が提出されました。
	議会運営委員の辞任には議決が必要です。
	よって、「議会運営委員の辞任の許可について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題にしたいと思います。
	御異議ありませんか。
	(異議なしの声)
副 議 長	異議なしと認めます。
	したがって、「議会運営委員の辞任の許可について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。
副 議 長	追加日程第 1 「議会運営委員の辞任の許可について」を議題とします。
	ここで、地方自治法第 117 条の規定により、山田議長を除斥とし、退席を求めます。

副 議 長	(山田議長 ～ 除斥) お諮りします。 山田議長の議会運営委員の辞任を許可することに、御異議ありませんか。
副 議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、山田議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。 山田議長の除斥を解きます。
副 議 長	(山田議長 ～ 復席) 日程第4 これより一般質問を行います。 通告1番、山田寛二議員の一般質問を一問一答方式で行います。 時間は、答弁を含め60分です。 山田議員の質問を許します。
4 番 山 田 副 議 長 4 番 山 田 坂 本 町 長	「議長4番」 「山田議員」 議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。 まず最初の質問です。 中学校制服の無償化について、子育て支援の一環として、制服購入の無償化について伺います。 全国的に公立中学校で制服の無償化が進んでいます。松野中学校の女子制服を一式購入すると6万5千円かかります。その他、体操服やかばん、自転車等を購入すると、かなりの高額負担になり、個人差はありますが、約10万円くらいの出費になるようです。 昔は兄弟が多く、お下がり等で活用できていましたが、現在は少子化が進んでおり、利活用ができにくい環境にあります。 そこで子育て支援の一環として、是非、制服購入無償化の御検討をお願いします。 「議長」

副 議 長 坂 本 町 長 戎 教 育 課 長 副 議 長 戎 教 育 課 長	「坂本町長」 はい。 教育課長から答弁をいたします。 「議長」 「戎課長」 はい。それでは失礼いたします。私のほうから答弁をさせていただきます。 中学校の制服につきましては、全国的には無償化されている事例がございますけれども、愛媛県内におきましては現時点では無償化されている事例はないという状況になっております。 御心配をいただいておりますとおり、中学校に入学する際には、制服やかばんの購入など、保護者の経済的負担が大きいことは承知しているところでございます。 また少子化によりまして、昔のように、兄弟や知人からの下がりもあまり期待できないという状況だと思っております。 現在、松野中学校では、令和5年度からブレザーの制服を採用しておりますけれども、入学の際には、制服のほかにネクタイやリボン、それからベスト、シャツ、ポロシャツ、校内シューズ、かばん、体操服など多くのものが必要となる状況となっております。 全てを新規購入する場合の費用は、男女ともに10万円程度必要となりますし、また、自転車通学の場合は更に負担が増えるという状況になります。 この保護者負担の軽減を図るために、県内のほかの町の事例でございますけれども、入学応援金として小、中学校に入学した際には、少ないところで3万円、多いところでは10万円の地域商品券、それから現金を児童生徒に支給しているという事例もございます。 本町の場合は、昨年度から中学校を卒業する際には、卒業生の保護者に対しまして、新生活応援金として1人当たり5万円の現金の支給をさせていただいておりますけれども、入学時の経済的な支援は今の
---	---

	ところないという状況でございます。 今後におきましては、今回の御質問の趣旨を踏まえまして、中学校のみではなく、小学校も含めまして、入学時の保護者負担を軽減するための支援策について、制服の無償化が良いのか、それとも給付金的なものがいいのかなど、保護者のニーズを踏まえながら、今後前向きに幅広く検討を進めて参りたいというふうに考えております。 なお、本町におきましては、これまでも学校教育関係の保護者負担の軽減策といたしまして、先ほど申しました中学校の卒業新生活応援金をはじめまして、英語や漢字検定などの各種検定の補助、それから海外語学研修の旅費に対する補助のほか、学校給食費のほうも今半額補助を実施させていただいております。 またこの学校給食費につきましては、本年6月分から来年の3月分までの今年度限りの予定ではございますけども、現在の半額補助の内容を拡充いたしまして、全額補助として無償化のほうをする補正予算を今回の定例議会に提出させていただいているところでございます。 これから来年度の当初予算に向けまして、御質問のありました中学校入学時におけます保護者負担の軽減策について、検討を進めて参りたいと考えておりますけども、町全体の予算も限られておりますので、これまでの施策の見直しと廃止等も含めまして、効果的なところに予算の重点配分ができるようにしたいと考えております。 答弁は以上になります。
4 番 山 田	「議長」
副 議 長	「山田議員」
4 番 山 田	子育て支援として、今、課長のほうから報告ありましたように様々な補助をしていただいております、その上に制服の無償化ということで、財政が厳しい中での意見というか、あれなんですけど、提案なんですけど、それについてもちょっと前向きに検討していただくような御回答をいただきましたので、是非、来年度の予算化に向けて、いろいろ調整しながらになると思いますけど、全国的な流れになってま

すので、是非、少子化ということもありますし、是非、そういう支援の一端になればと思いますので、予算化に向けて取り組んでいただければというふうに思います。

以上で、私の1問目は終わります。

続きまして、健康づくりについて伺いたいと思います。

健康寿命を延ばすための取り組みについて伺います。

松野町も高齢化が進み、65歳以上の高齢者が、1648人で、全体の48%、約50%になっています。今後、ますます高齢化が進むと思われ、高齢者の割合がどんどん増えていく状況ではないかと思いますが、このデータは令和7年5月現在のデータとなっております。既にどんどん高齢化が進んできている状況やと思います。

平均寿命延ばすことは大切なんですが、1番は健康で長生きするというのがやはり1番大切ではないかと思います。いわゆる健康寿命を延ばすということに尽きるとは思いますが、健康寿命を延ばすためには、やっぱり健康になるためとか維持するための対応が必要ではないかなと思ひまして、健康づくりのまず一環としまして、町民の方から町内に簡単なトレーニング施設を作ってほしいとの要望があがっております。

この方は、鬼北町のスポーツセンターですかね、あそこに通われてはおるんですけど、ちょっと距離的にも遠いので、できれば町内にそういった施設があれば、またたくさんの方が利用できるんじゃないかなということで提案をいただいております、多分ほかにもうそういう要望の方がたくさんおられるんじゃないかと思ひまして、この提案をさせていただきました。

その、トレーニング施設につきましては新たな施設を作ることではなく、既存の施設に簡易的な健康器具を設置するという事で提案したいと思ひます。

施設案として、健康増進センターがあると思ひます。今はあまり活用されていないので、施設の活用面からも有効と考えます。その他施

	設も含め誰でも利用できるようなトレーニング施設を是非、設置していただければと思います。 はい。それについて答弁をお願いしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
副 議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	この機械器具の設置につきましても、教育課長のほうから説明をいたします。
戎 教 育 課 長	「議長」
副 議 長	「戎課長」
戎 教 育 課 長	はい。それでは失礼いたします。答弁をさせていただきます。 既存施設への健康器具の設置につきましては、今活用する施設案といたしまして、健康増進センターのほう御提案いただいておりますけれども、同センターのほうは昭和54年の建設で今建築後46年が経過しておりますので、トレーニング施設を利用する場合は、まず施設の修繕と、空調設備の整備が必要になる状況となっております。 既存施設をトレーニング施設として活用することを想定した場合ですけれども、職員が常駐していない施設では、受付や鍵の受け渡しを役場などの別の場所で行う必要があるということになりますので、利用者にとりましては不便で、また事故が発生した際の対応にも不安が残るという状況になります。 利便性、安全性とそれから財政面のほうを考慮いたしますと、トレーニング施設として利用する既存施設は、現に職員が常駐している施設が良いと考えているところであります。 候補の1つといたしましては、吉野生支所を設置しております吉野生交流促進センターのロビーが挙げられます。このロビーでありましたら、広さ的にも十分でありますし、支所の執務時間中でありましたら受付も容易となります。執務室のほうからロビーの様子も確認できますので、安心して利用できることができますし、ここなら空調設備のほうも整備しておりますので、快適に利用ができるというふうに思

	われます。 また、運用面のほうにおきましても、吉野生公民館のほうが隣接しておりますので、生涯学習として健康器具を活用した健康づくり講座のほうを合わせて開催することで、より効果的な利用が期待できるというふうに考えているところであります。 これから、吉野生交流促進センターを活用いたしましたトレーニング施設の設置につきまして、利用できる曜日や時間など、運用面も含めて前向きに検討を進めたいと考えているところでございます。 以上で答弁を終わります。
4 番 山 田	「議長」
副 議 長	「山田議員」
4 番 山 田	確かに私が御提案させてもらった増進センター、今言われましたように、人も常時おりませんし、利用するに当たってはやっぱ危険も伴って、何かあった時には対応が難しいということで、課長が提案いただいた吉野生交流センター、確かにあそこを私もちらっと見させてもらいましたが、あそこ、有効に活用できるのかなというふうに思いましたし、あそこであればまた吉野の人だけじゃなくて、町民も利用しやすいんじゃないかなというふうに今感じましたので、是非その方向で検討をしていただければというふうに思います。 その場所が今考える上では私も適任かな、適してるかなというふうに思いますので、是非、お願いしたいと思います。 次に、設置機械器具について、こういう器具があればいいかなということでちょっと提案をさせていただくんですが、ルームランナー、これはテレビ等でもよく出てきますけども、雨の日でも使えますし、あと自転車漕ぎですね、これも天候に限らず使えると思いますし、腹筋台あと健康ステッパーとか、その他いろいろあると思いますが、スペースもありますので、1番利用要望の多いものを設置していただいて、設置していただければいいかなと思いますけども、中古品でもし、長い目で見ればそれは新品に越したことはないんですけど、まだまだ

戎 教 育 課 長 副 議 長 戎 教 育 課 長	十分使えるようなものがもしありましたら、中古品も含めて費用の削減もできますので、そういった点で検討いただければというふうに思いますので、その点について回答があればお願いしたいと思います。 「議長」 「戎課長」 はい。それでは答弁させていただきます。 トレーニング施設に設置いたします健康器具のほうにつきましては、御提案いただいておりますルームランナーや自転車漕ぎ、腹筋台、それから健康ステッパーなど、高齢者の方でも安全に使用できる物を中心に整備のほうさせていただきたいというふうに思っております。 なお、健康器具の調達のほうにつきましては、費用削減のために、まずは健康増進センターなどの既存施設の公共施設で使用していないものがあれば、それをまず活用させていただきたいというふうに考えております。 また寄附の受入れのほうも検討したいというふうに考えておりますし、また、新規購入する場合におきましても、各種助成制度等を検討いたしまして、財源の確保には努めたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。 4 番 山 田 「議長」 副 議 長 「山田議員」 4 番 山 田 今ほど課長のほうからも、機械器具の内容についても御提案いただきましたけど、使えるものはどんどん使って、また今言った寄附ですね、家で使ってない物とか、もしあって使える物があればそういった物を活用して、また利用者がたくさんできて機械がもうちょっと充実せないけんということになれば、また、その都度更新もしていただいたらいいと思いますし、最初から余り高価なものを購入して、利用者がいないということになれば、また宝の持ち腐れになってもいけないと思いますんで、まずは利用状況を見ながら、そこら辺はまた充実
--	--

を図っていただければというふうに思います。

多分、私の想像では、そういった手軽にできる器具があれば利用される方が出てくるというか、たくさんおられるんじゃないかなと思いますし、そこら辺の周知というか広報ですよね、そういったこともあわせて、もしそういう設置ができるのであれば、そういったこともちょっと検討というか、考えとっていただければと思います。

返答の中でというか回答の中で、来年度に向けて計画をしていただくという旨のことをお聞きしましたので、是非、来年に向けて計画を進めていただければというふうに思います。

この件については、質問を終わります。

健康づくり関連事業として、もう1つ提案がありまして、健康づくりポイント制度というのは、全国で、全国ではやっとなにかいうことじゃなくて、何市町でそういう取り組みがあるというのを、私もちょっとニュース等で媒体等で見まして、この取り組みもいいなということでしたので、先ほどの健康づくりの一環として、まず先ほど言いましたように、全国自治体への健康づくりに関する活動をインセンティブ化しポイントにして付与する活動をされているようです、ということで、インセンティブというのは、行動を促す刺激、動機、励みという意味になりますが、そういったことを、今言ったことをやることによって、皆さんの健康づくりに対する促進につながればというかそういう、興味を持っていただければということやと思います。

健康ポイント事業を導入する自治体が増えた理由は、住民の健康寿命を延ばすためということで、私先ほども申しましたが、やはり健康寿命が、長生きしてもやっぱ寝たきりになるとか、病気になって医療費がかさむとか、そういうことにつながりますので、是非、健康づくりの一環として、そういう制度をもし導入をしていただければいいかなというふうに思ってますので、その点について町の考えというか、今の現状の取り組みについてありましたらお願いしたいと思います。

坂 本 町 長

「議長」

副 議 長 坂 本 町 長	「坂本町長」 はい。
	この件につきましては、保健福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。
山崎保健福祉課長	「議長」
副 議 長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	失礼いたします。
	健康寿命を延ばすための健康づくりポイントの導入という御質問かと思いますが、まず特に高齢者の皆様におきましては、運動というよりはまずは体を動かしていただくことの習慣づけ、といったものを進めて参りたいと考えております。
	また、御年齢を重ねられるに伴いまして、心身の状態が低下することはフレイルと言いますが、こういったフレイルの状態に陥らないような予防を進めることとしまして、まず松野音頭に合わせて椅子に座ったままできます毎日体操を地域のサロンですとか、事業の中で普及を進めております。
	このほかに地域包括支援センターのほうが実施しております、転倒予防教室のおたっしや教室がございまして、そちらでは軽快な音楽に合わせて、タオルを使って行うリハビリ体操、こういったものを実施しており、無理なくどこでも皆様が行っていただける形のものを、社会福祉協議会とも連携しながら進めておるところでございます。
	また、保健福祉課のほうでは、作成しておりますウォーキングマップを活用しました運動機会の確保、習慣づけへの取り組みの中で、御自身で目標を設定いただいて、ウォーキングを進められる中で、目標達成された際には、町の指定のごみ袋と絵手紙はがきといったものを記念品としてお渡しをさせていただいております。
	またデジタル庁におきましては、デジタル地方創生サービスカタログというものにもですね、先ほど山田議員がおっしゃられておりましたようなアプリを活用した健康ポイントの事業のほうが提案されてお

	りまして、県のほうで主導されて、国民健康保険の方、加入の方を対象としました健康アプリが「ケンコム」というものがございます。こちらにつきましては昨年の9月から加入している保険を問わない、国民健康保険の加入者以外の方も含めてですね、19歳以上の県民、町民の方を対象に対象が拡大をされたところでございます。 それを受けまして今年度から、市や町のポイントに対しまして、デジタルギフトの費用負担を始めておるところでございます。 こちらの健康アプリにおきましては、運動や食事、血圧、体重測定などの健康活動でポイントを貯めていただきまして、貯めていただいたポイントで、デジタルギフトがもらえる抽せんに参加していただくというものになっております。 御提案の内容には至っていない部分もございますが、ひとまずは全県的な取り組みでございます健康アプリ「ケンコム」の普及を進めて参ることとしたいと考えておりまして、また、県内におきましてもDXの推進によりまして、多様なポイント制度が運用されておりますので、そういった状況を踏まえて今後も引き続き本町に合った効果的なポイント制度についても検討を進めて参りたいと考えます。 以上です。
4 番 山 田	「議長」
副 議 長	「山田議員」
4 番 山 田	松野町独自の健康づくりをいろいろされてるということは、今、理解はしました。 あとポイントの還元でゴミ袋とかいうのも、今、言われたんですけど、そこら辺が住民、町民に周知できてるのか、ちょっとそこら辺が私そのものはよく知ってなかったもので、せっかくそういうことをされてますので、今後はそういう方面も周知、みんなに周知できるようにしていただければ、また利用される方が増えるんじゃないかなというふうに思います。 それでこれらの健康づくりにおいて、私の提案として、ポイントを

	付与する内容について、ちょっと簡単にこういった運動でもポイントが付くよということで提案させていただいたら思うんですが、例えば河後森城跡の登山とか、芝不器男俳句の俳句の道散策、あとジョギング、ウォーキング、ラジオ体操、そういったこともポイント制にして今言ったポイントの還元ができるような形で、もしできるのであればそこら辺も検討していただければと思います。 あと、引換券の案としては、先ほどはごみ袋の話がありましたけど、ぽっぽ温泉の入浴券とか、商品券とか、そういったものにも還元できれば更に参加する人が増えるんじゃないかなというふうに思います。 これらを町全体で健康づくりを行うことで、メリットとして先ほどからも申してますように、健康寿命が延びる、医療費の削減につながる、ポイント活用による産業の活性化につながるんじゃないかなと思いますので、その点について答弁いただければというふうに思います。
坂 本 町 長	「議長」
副 議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 今、この健康づくりのポイントについていろいろ御提案をいただいたわけなんですけれども、先ほど保健福祉課長が申し上げましたように、今の段階では県の「ケンコム」これを皆さんに普及をして、参加をしていただくということなんですけれども、やっぱり町独自のですね、そういったDXを生かした、あるいはスマホを使ったものを開発すべきではないかなというふうに思っております。 これは健康づくりの分野だけではなくて、安否確認にもなります。そして、災害発生時の緊急情報の受け手としても利用できると思います。非常に多方面に効果がありますし、この地域内の経済を回すということ、先ほど言われましたいろんなこの観光とかいうことに結びつけることによって、地域内で産業が活性化していくという効果もあると思いますので、そういったことを含めまして、この健康づくりポイントというのをこれからも研究をしていきたいと思いますので、御協

4 番 山 田 副 議 長 4 番 山 田	力をお願いいたします。 以上です。 「議長」 「山田議員」 町長からも答弁いただきましたように、ポイント、いろんな意味でポイント制にするというか、ポイントにつなげるという活動をもっともっと周知していただければ、参加する方が増えるんじゃないかなと思います。 簡単な、私もちょっと健康づくりの一環として、週に1回卓球とかレクバレーはやってるんですけど、やはり年を重ねると足腰から大体弱ってきますので、やっぱ体を動かす、何かに皆さんが取り組んでいただけるような、そういった後押しをしていただけるような施策は、是非、今後も更に充実していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。 最後にふるさと納税についてお伺いします。 何回も私この場で報告したので、またかというふうに思われるかもしれませんが、令和7年度ふるさと納税額が2千万円を達成するという目標に取り組まれております。それについての質問とさせていただきます。 まず、令和7年度のふるさと納税担当者について伺いたいと思います。 昨年度も目標2千万に対して、結果的には約1千300万円と、残念ながら目標を達成することはできませんでした。 要因はいろいろあると思いますが、1つの要因としてこれが要因になるかどうかは別として、担当者の負担が大きく十分な対応ができにくかったのではないかなということ、ちょっと第三者的に見させていただいたらそういうふうに感じました。 現時点では担当者が1人で、他の業務と兼任しています。担当人員の確保、専任化が必要ではないかなというふうに考えております。
---	---

	他町の事例では、ふるさと納税業務を専門業者に業務委託している自治体もありまして、その点について松野町の今後の取り組みについて、目標がありますのでそういった点も含めて、回答いただければというふうに思います。
坂 本 町 長	「議長」
副 議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	それではこのふるさと納税についてなんですけれども、まずですね、回答、答弁の前に、今のふるさと納税の現状について、担当課長から説明をいたします。
友岡ふるさと創生課長	「議長」
副 議 長	「友岡課長」
友岡ふるさと創生課長	それでは現況について、資料を提示させていただきますので御覧をいただけたらと思います。 まず1枚目が全体表なんですけどこれは全県取りまとめの表でありまして、そのうち9町、町の9つの自治体の表であります。 ちょっと前段で御説明しますと、全県取りまとめの場合、一般寄附金も含んでおりますので、若干後ほどの町、松野町のみの表との差異がありますことを御了承いただけたらと思います。 まず、一覧表ですのでちょっとぱっと見にくいんですが、4年度、5年度、6年度の状況をお示ししております。 そのような中でこの9町の中では、愛南町の26億を筆頭に、それぞれ伊方1億5千、砥部1億4千の中で松野町が1千300万円の寄附ということが示されております。これをちょっとグラフ化しますと次のページ御覧いただきたいんですが、これはちょっと9町の表ですが、今申し上げましたとおり、ちょっと愛南町が飛びぬけておりますので、なかなか状況が分かりにくいんですけれども、この次の表で愛南町を省きますと大体比較的に状況が分かります。 こういった状況になっております。

坂 本 町 長 副 議 長	左から、上島町、久万高原町、そして松前町、砥部町、内子町、伊方町、そして松野町、鬼北町となっております、それぞれ年ごとに6年度伸ばしているところが多いんですが、必ずしも順番に大きくなっているとは限らないんですけども、それぞれの状況、努力されているという状況でございます。 それで最後のページ御覧いただけたらと思います。 これが松野町の状況でして、左側が令和元年度からの一覧表なんですが右側の棒グラフのほうが、これまでの年の状況であります。 令和元年度が360万程度にしまして、徐々に伸ばしてきている状況ではございます。4年度、若干落ち込んでいるところはあるんですが、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度に1千300万程度の寄附ということで終えておりますので、年数的には徐々に伸ばしているという状況ですが、先ほどの目標額までは出していないという状況ですが、まずは現況のほうを、このように御確認いただけたらと思います。 以上です。 「議長」 「坂本町長」 はい。 以上の状況を踏まえた上で、まずふるさと納税担当者に関する御質問ですけども、専任の担当者を置きまして、体制を充実させていくことが必要ではないかという御意見であります。 このことにつきましては他の市町においても、専任もしくは、それに近い体制をとって成果を上げているところがありまして、本町でもですね、可能であれば専任もしくはそれに近い体制を取って取り組みたいと考えています。 しかしながら、本町の人員配置、それから業務量からすれば、これは正直なかなか難しい状況であります。御承知のとおり、ふるさと納税を推進する業務は多岐にわたっておりまして、PRをして納税を呼
---	---

	びかけるだけでなく、返礼品の掘り起こしや商品化、場合によっては生産者や製造者との協議、道の駅などの取扱い事業者とも協議や調整なども必要であり、庁内の各課とも横断的に連携をとっていく調整役を担う必要があります。 現在、兼務体制ではありますが、担当者そして担当課において、それぞれの業務に懸命に取り組んでいるところであります。 そのような中でありますが、本年度は、昨年度に比較して、ふるさと納税業務のウェートをその担当者上げながら、関係機関との連携の強化、そして後ほど述べさせていただく委託業務の効果的な活用などを行っていくことで、目標を達成していきたいと考えております。 また、専門業者への業務委託の内容についてですが、これはふるさと納税サイトの運営や返礼品の開拓のほか、各種手続や顧客対応など、担当者の業務充実のサポート的な役割を委託しておりまして、県が実施している「ふるさと納税 9 町支援策」のアドバイザー委託業務においても、定期的な個別相談を受けており、改善等の指導を受けながら、新たな対策等につなげているところです。 特定の職員に過重な負担を今かけているという現状なんですが、もうそれをできるだけ課内の協力体制の構築、あるいは外部業者の委託というところで解消をしようと、そしてその担当者においても、ふるさと納税兼務はしておりますが、ふるさと納税の比率を、まず 1 番に持ってきて事務処理をしてもらおうと、そういった配慮をしておりますので、なかなか満額回答とはいきませんが、この体制でやらせていただきたいと思います。 以上です。
4 番 山 田	「議長」
副 議 長	「山田議員」
4 番 山 田	今町長言われたように、確かに限られた人員ですので、専任化というのは難しいということで、答弁にもありましたように、担当者の時間を少しでもふるさと納税の業務に充てていただけるように、というこ

とも今言われてましたが、それを是非、課内というか全庁の人員調整も含めて、そういった対応をしていただければ、更にその業務に更に専任できるんじゃないかなというふうに思います。

それだけが、ふるさと納税をアップする対策にはならないということとは十分分かってるんですけども、まずひとつとしてはそういうことをやっていただければ、また体制ができてそういう取り組みにつながるんじゃないかなというふうに思います。

次に、目標達成のためにどのような施策を行っていくか、というのは多少今述べられましたけども、主力返礼品の確保ということで、十分、以前からの質問で100点を超える返礼品がありまして、なかなかその中で桃とか米とか昨年度については、ちょっと天候の影響とかカメムシの影響で、少なかったということで、天候に左右されるものが1番主力になっている部分もあるんですけど、それに頼りよたらなかなか業務を達成できにくいと思いますので、新たな返礼品というか、何かみんなで知恵を出していけば、これも2年ほど前に、茨城県に研修に行かしてもらった時に、ちょっと目から鱗じゃないですけど、その時の時点から数えて10何年前には3千万やったのが、48億、14、5年後には48億円になったと、ふるさと納税が、その時の返礼品の主力は、こちらでいう干し芋というか東芋ですかね、東山ですかね、それを干し芋という形にして商品化して、それが主力やということで驚いたんですけども、それはそれがどんどん返礼品として出ていくことによって、農家のほうも、芋を作る人も増やせるというか、そういう従事する人が増えてきますし、また、加工をするための工場も新設されておるようですし、そういったことで経済がうまく回っていくような形になっているので、本当かなというぐらいかなりの急激なふるさと納税の増加になってましたので、何か松野町でも、2番煎じじゃいけません、何か知恵を出し合っていけばそういったものが出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、その点についてまた、今お考えのことがありましたら、教えていただいたら、それとも

	う1つ私、たまたま知人の方が、ヒノキのまな板ですね、ヒノキを使ったまな板を私の知ってる人が知人の名古屋のほうに住まれとる方に、まな板にして加工して送ってあげたら大変喜ばれたと。その方もネットで見ると、ヒノキのまな板で2千円ぐらいで、販売しておるということを聞きまして、それが製品になるかどうかは、また今後検討せないけんですが、そういった形で、松野町のものを使った加工品、そういったものにちょっと目を向けていけば、また新たな返礼品が出てくるんじゃないかなというふうに思いますんで、その点も含めて、回答いただければと思います。
坂 本 町 長	「議長」
副 議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 まず返礼品の確保なんですけれども、町内に向けて広報紙や回覧、あるいはホームページ等で広く周知をして、新しい返礼品の開発に今努めているところでございます。 今までの返礼品の主力はですね、桃とかジビエとかであったんですけども、これは引き続き主力には考えているんですが、どちらも在庫の確保が非常に難しいという側面がございまして、昨年から加わったキョクヨーフーズのカニカマでありますとか、プロテックスジャパンさんのヘアケア商品など、これは数量が十分に確保できますので、こちらのほうを強力に押していきたいというふうに思っています。 また、今年の10月各サイトで活用を今されておりますポイント制度というのが廃止をされます。そのため、9月頃には駆け込み需要として、ふるさと納税の申込みが殺到するのではないか、これは全国的なことなんですけれども、という予想がありますし、また年末には、毎年ふるさと納税、注文が多数あります。こういったことから、その時期に合わせまして、主力商品や新規開発した商品のPRを強力に行っていくということと、あと常日頃から最初に楽天とかいろいろポータルサイトがあるんですけども、そちらのほうの上部に、上のほう

	に、松野町のふるさと納税が上がっていくような、そういったアドバ イスもですね、専門家の方から受けながら、効果的に展開していきたい と思っております。また松野町のファンを作ることが、ふるさと納 税のアップにつながると思いますので、返礼品に同封する手紙の作成 でありますとか、寄附のお礼や使い道の周知、それから返礼品の情報 など、そういったことをですね、こちらから積極的に発信をしていき たいと思っています。 その1つが、昨年から取り組んでおりますF A V Oタウンですね、 若い人たち向けに、双方向で情報を発信していこうということ、また 森の国まつの応援団の会員の皆さん、それから、いわゆる関係人口の 皆さんにですね、こういった周知をしていきたいと思っております。 そういった基本的な方向性のもと、何よりもいただいた御寄附を本 町のまちづくりの施策の原資として有効に使用させていただきまし て、住民の皆様の福祉向上につなげていきたいと思っておりますので、議員 各位におかれましても、御協力を賜りますようお願いを申し上げま して、答弁いたします。 以上です。
4 番 山 田	「議長」
副 議 長	「山田議員」
4 番 山 田	答弁ありがとうございます。 目標2千万ということで、昨年度達成できなかったこともあります ので、是非2千万、お金だけが目的ではありませんが、それに向けて 取り組む姿勢というか取り組み方やと思いますので、是非、強力に取 り組んでいただいて、町民の方にも周知、この場である程度は見てい ただいてる方は理解もしていただいていると思いますが、事あるごと に、町民の方にも周知していただいて、町全体で取り組めるようなこ とも図れれば、もっともっとふるさと納税が周知して、また、たくさ んしていただけるほうにつながるんじゃないかなと思います。 一方的に我々が町に言うだけじゃなくて、我々も協力はしていきたい

				いと思いますので、是非、官民一体になって取り組んで、是非、2千万達成、またその次の目標に向かって有効にお金が使えの税金ですの で、是非、取り組んでいただければというふうに思います。	
				以上で私の答弁を終わります。	
				ありがとうございました。	
副	議	長		以上で、山田議員の質問を終わります。	
				私の役目が終わりましたので、議長を交代します。	
議		長		続いて、通告2番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行いま す。時間は、答弁を含め60分です。	
				山崎議員の質問を許します。	
3	番	山	崎	「議長3番」	
議			長	「山崎議員」	
3	番	山	崎	議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問を行いた いと思います。	
				まずはじめに、中学生の語学研修についてを質問したいと思います。	
				過去の一般質問で再開、コロナの時期だったと思うんですけど、再 開を要望したような経緯もありまして、もう一度、このことについて 質問したいと思います。	
				今年度も当初予算に盛り込まれてる内容でありましたけれども、今、 現在再開されておりますが、国際理解や語学力の向上、そして広い視 野を持った人材育成などに非常に意義のある取り組みだと私は思っ ております。その内容について、今現在行われている研修の内容につ いて、いま一度説明していただいたらというふうに思うんですが、よろ しく願いいたします。	
坂	本	町	長	「議長」	
議			長	「坂本町長」	
坂	本	町	長	それでは語学研修の内容につきましては教育課長のほうから御説明 をいたします。	
戎	教	育	課	長	「議長」

議 長 戎 教 育 課 長	「戎課長」 はい。 それでは私のほうから、中学校語学研修の概要につきまして説明をさせていただきます。 事業のPRの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。 資料を準備いたします。それでは画面上の資料のほうを御覧いただきたいと思います。 まず事業名は、松野町人材育成基金海外語学研修事業となっております。まして、人材育成基金のほうを原資、財源とする事業というふうになっております。 事業の目的につきましては、中学生の健全育成と国際的な視野の拡張としておりまして、事業の開始年度は、平成28年度からとなっております。なお令和2年度から令和5年度までの4年間ににつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止いたしておりましたけれども、昨年度から再開をさせていただいております。 対象者のほうは、松野中学校の生徒3名となっております。全ての学年を一応対象にはしておりますけれども、これまでの実績では、全て3年生の生徒が参加している状況となっております。 なお昨年度からは、鬼北町との合同実施としておりまして、鬼北町からは5名の生徒が参加いただいている状況となっております。 鬼北町と合同とするメリットといたしましては、引率の先生が2名体制となりますし、また、行動を共にする仲間が増えることで、より安心して参加できる環境になっているということが挙げられるかと思えます。 次に研修地でございますけれども、オーストラリアのシドニーになっておりまして、研修の期間は、夏休みを利用した9泊10日の日程となっております。 次のページをお願いいたします。 研修の内容につきましては、現地の語学学校のほうに通学をいたし
--------------------------	---

まして、午前8時30分から英語の授業を受けまして、そのあと午後2時頃からはアクティビティということで、博物館などの施設見学やバーベキュー、現地ゲームの体験などを行っているところでございます。左側の写真のほうは授業の様子となりまして、授業のほうは全て英語のほうで行われます。右側の写真は、アクティビティとして動物園を訪問した際のものというふうになっております。

なお宿泊先のほうをホームステイとすることで、現実の生活体験など、オーストラリアの文化を内側から学ぶ機会を設けているところでございます。

また研修後は、研修の報告といたしまして、体験レポートを広報まつのほうに掲載いたしますし、学んだ成果を文化祭等で発表をしていただくことになっております。

次のページを御覧いただきたいと思います。

次は参加者の募集と選抜の方法でございます。

3月に参加者の募集と申込みの締切りを行います。なお、これまでの応募実績でございますけれども、生徒3名の枠に対しまして、令和6年度が5名、今年度は6名の応募ということになっております。

次に選抜の方法でございます。

4月にまず候補者の校内面接ということで、担任教諭と英語教諭ALTを面接者といたしまして、参加の動機や目標などの聞き取りを行います。

その面接後は、校内の推薦者の決定ということで、資料に記載しております4項目により選考を行うことになります。作文や面接の点数、全学年末の英語評定や行動記録を点数化いたしまして、校長、教頭、担任教諭で最終の審議を行いまして、点数合計の上位3名を町に推薦をいただくという形をとっております。

中学校のほうから推薦を受けましたら、5月に最終選考といたしまして、町の諮問機関であります人材育成事業審査会の委員5名により面接を実施していただきまして、参加者のほうを決定するという

選抜方法としているところでございます。

次のページをお願いします。

次が生徒1人当たりの研修費用と自己負担額のほうになります。

研修費用の内容につきましては、表の右側の備考欄のほうに記載しておりますけれども、渡航旅費と研修費、宿泊費となります。町補助金としては、人材育成基金助成金という形で、70万円を補助の上限額としておりますけれども、研修費の9割を補助金として支給しておりますので、生徒の自己負担額、研修費用の1割となっているところでございます。

なお令和7年度では、研修費用のほうが64万1千円に對しまして、町補助金が57万6千900円で、自己負担額は6万4千100円になる見込みというふうになっております。

次に原資となります人材育成基金の残高でございまして、令和6年度には210万円をこの事業で取り崩しておりますので、年度末の残高は1千786万2千543円となっているところでございます。

現時点の見込みでは、あと10年ほどで基金残高がなくなる可能性もありますので、事業を継続するには、基金の積み増しが必要な状況となっているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

今年度から中学生の海外語学研修のほうに加えまして、新たな国際交流・英語力強化事業を実施しておりますので御紹介をさせていただきたいと思います。

中学生の国際理解と英語コミュニケーション能力の強化を目指すことを目的といたしまして、英語の新しい学習体験「World Classroom」という英語教材システムのほうを導入しております。

内容のほうは、中学生の全学年を対象といたしました海外パートナー校とのオンラインによります国際交流を各クラス年1回実施するほか、システムのほうを活用いたしまして、音読練習やプレゼン練習を

3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎	行うもので、中学生の英語コミュニケーション能力の強化に今年度は努めるということにしているところでございます。 以上長くなりましたが、説明は以上でございます。 「議長」 「山崎議員」 はい。 説明のほうありがとうございます。 私がこの事業について率直に言いたいところというのは、自己負担の部分なんです。 当初予算で提案された時に、70万のうちの7万を負担金として徴収するという案を委員会の時にお聞きしたんですけど、10%の負担金ということが、もしかしてそれで参加を断念されるお子さんとかがおるんじゃないかなということをちょっと危惧してまして、イレギュラーで7万円要るって言った時に、中学校、先ほど山田議員さんも言われたように制服もしくはいろいろな費用がかかります。で、家庭内の経済状況を心配されとるお子さんとかが、さっとこの負担金に対して手を挙げれるんだろうかという、すごく思ってまして、7万で3人分としても町の負担、基金は別として自己負担分というのは21万という形になるんですけど、金額が僅かだとは言いませんけど町の予算に対しては、ある程度、全体の中では僅かな金額なのかなというふうに思うんですけど、その部分をもうはっきり言うと、自己負担なしで行かしてあげることができないんだろうかというふうに私自身は思ってまして、なかなか部活でお金がかかる、いろんなことを親と話してるうちはそんなお金ないよと言われて、子どもが手を挙げれるのかなというふうにちょっと心配してまして、その辺について自己負担ゼロがベストでいいんだよっていうわけでもないんかもしれんですけど、いろいろな考え方があると思うんですけど、その辺どういうふうにお考えなのか、また、今後どういうふうにしていこうかというもし考えがあるんでしたら、お答えをお聞きしたいというふうに思います。
------------------------------------	---

戎 教 育 課 長 議 長 戎 教 育 課 長	「議長」 「戎課長」 はい。 それでは自己負担額のほうについてなんですけれども、まずちょっと県内の状況をまとめておりますので、まずそちらのほうをちょっと説明させていただきたいと思います。 はい。画面の資料のほうになります。 この表は愛媛県内の町が実施しております中学生の海外語学研修に対します補助制度のほうを記載したものにになります。 県内のほうでは9町のうち、英語研修を実施しております町は本町を含めて5町となっております。補助制度の内容につきましては表の右端のほうに記載しておりますとおり、本町と鬼北町、それから事例3の町につきましては、同じ9割補助としておりますけれども、その他の町については補助率が3分の1であったり、2分の1となっております。現時点では、本町は高い水準の補助率を設定して、保護者の負担軽減に努めているという状況でございます。 また近年の物価高騰などによりまして、令和6年度なんですけれども、旅費が大幅に上がりまして、従来の補助制度では、保護者の負担額が大幅に増加するという見込みとなりましたので、令和6年度については、補助の上限額を50万円から現状の70万円のほうに引上げを行わせていただいております。 そのように都度、必要な見直しをさせていただきたいというふうに考えております。 現時点におきましては、この補助制度に対しまして、保護者さんのほうからは、更なる補助率のアップとかですね、負担軽減の御要望は今時点ではいただいてない状況ということにはなりますけれども、私も全ての御家庭の事情を把握していることはございませんので、山崎議員さんが言われますように、まずは家庭の経済的な理由によって、参加を諦めることがないようにしたいというふうに考えております。
--	---

	ので、その辺含めて前向きに今後検討は進めて参りたいというふうに 思っております。 以上です。
3 番 山 崎	「議長」
議	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。
	県内の実施している自治体の実情は分かったんですけれども、これ 多分全国では、負担金ゼロで行っている自治体って、あると思うんで すけれども、当然そういうところは、負担金なしで事業を実施している。 もうこれもはっきり言うともうお願いという形で、もう気持ちよく行 かしてあげたらいいいんやないかなというふうに単純に思うんです。僕。 で、10%の負担金っていう根拠というか、もうこれなかなか質問 ばかりになって時間が長くなるんで、これ以上あんまり引っ張りたく ないんですけど、もうこの辺、じゃあはっきり言います。もう無償化 の考えがあるかどうかだけお聞きしたいと思います。
三 好 教 育 長	「議長」
議	「三好教育長」
三 好 教 育 長	まず最初に、山崎議員さんの御質問は、教育の機会均等という学校 教育の理念、大切な部分を御指摘をしていただいたと大変ありがたく 感謝をしております。 ということは前提として、全ての子どもたちが、その能力に応じて 等しく教育を受ける機会、そういう機会を提供するっていう観点から 御提言いただいた全額補助も選択肢の1つとして、来年度に向け前向 きに検討させていただきたいと思ってます。 あわせて、せっかくいい機会を提供していただいたので、基金、さ っき基金で課長が言いましたが、基金というのは限りがある財源であ りまして、限りある財源の中で、できるだけ長く事業を継続し、でき るだけたくさん子どもたちに学ぶ機会を提供したいっていう観点も あります。あわせて、事業の目的をより達成するために、より適切な

	生徒を参加させるための選考の条件、あるいは選考の内容を検討するという観点、以上の3つの観点から、総合的にかつ前向きに検討をさせていただきたいと思いますので、どうか御理解いただいたらと思います。 以上です。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。
	ただいま教育長のほうから、前向きな返事をいただきましたので、これ以上の私の質問は終わりたいと思います。 是非、よろしくお願いします。 続いて次の質問に移りたいと思います。 带状疱疹ワクチンの接種の補助についてなんですけれども、前年度、私も質問した経緯がありまして、今年度、町単独で補助の内容に何とかなるのかなと思ってたんですけど、国のほうで、国の制度で行うというふうな国からの流れがあったと思うんですけども、まず国の、ちょっと時間も短いんで手短にまとめます。制度の概要がどういう形になっているのか、これもちょっと手短にお願いしたいのと、後、そのワクチンの接種状況、そしてその進捗状況について、ちょっとまとめて、手短に答弁していただいたらというふうに思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	この带状疱疹ワクチンの件につきましては昨年6月に一般質問いただきましたので、その時はですね、任意の予防接種という位置づけでありましたので、松野町においても近隣市町での助成の状況でありますとかニーズ、そういったものを調査をするということで答弁をしておりましたが、その後当時の県議会でも、予防接種法上の定期接種に位置づけてほしいという要望を国に出されまして、そういった関係から、

山崎保健福祉課長 議 長 山崎保健福祉課長	予防接種法上の定期接種として実現を今しております。 このことを受けまして、本町におきまして、国の制度の中で今年度から事業を進めておりますので、これから詳細につきましては担当課長から御説明をいたします。 「議長」 「山崎課長」 はい。失礼します。 それでは带状疱疹ワクチンの接種事業につきまして、資料を御用意しましたのでそちらに基づいて御説明いたします。 まず資料の１ページでございます。 各種予防接種につきましては予防接種法に基づきまして、感染力、あるいは感染した際の重篤性が高いものについては、蔓延することを防止することを目的にしたＡ類と、個人の方の発病や重症化予防に比重を置いたＢ類と、それ以外の任意予防接種の３つに分類をされておるところでございます。 今回の带状疱疹ワクチンにつきましては、昨年度までは１番下段にございました任意の予防接種に位置づけをされておったものでございますが、今年度から中段にございますＢ類の予防接種に位置づけをされたところでございます。 こちらの区分の違いにつきましては、予防接種によりまして、健康被害が発生した場合に、Ａ類Ｂ類におきましては、予防接種法に基づきます救済制度が適用されるのに対しまして、任意予防接種のほうでは、別の救済措置となるといった違いがございまして、今回の区分の見直しによりまして、带状疱疹ワクチンの有効性、安全性が国により確認をされたものでございます。 次のページになります。 では、この带状疱疹ワクチンでございますが、定期接種の対象者としましては、年度内に６５歳を迎えられる方というものでございます。 今後５年間の経過措置としまして、７０歳から１００歳までの５歳
--	--

	刻みの方が追加をされておるものでございます。 こちらの带状疱疹ワクチンにつきましては、先ほども申し上げましたとおりB類でございますので、今年度の予防接種の対象歳の方に対しては、4月中旬に個別に予防接種の御案内をお送りしておるものでございます。 次のページをお願いします。 参考までにこちらのその带状疱疹ワクチンでございますが、中段にありますようにワクチンの種類が2種類ございまして、それぞれに必要な接種回数が1回と2回と分かれておるものでございます。こちらにあります組換えワクチンのほうが効果も高く、またワクチンの持続期間も長いこともございまして、接種時の自己負担も1回が4千500円と1回が6千500円、計3万3千円といった大きく異なっておる特徴もございますが、この自己負担額につきましては事前に医師会等の関係機関と協議調整を行いまして、県内で統一されたものでございます。 今後は接種の増加を図り、带状疱疹とその後の後遺症でございます带状疱疹後神経痛の予防と重症化抑制に努めて参りたいと考えております。 以上です。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	組換えワクチンは1回1万6千500円ですね。先ほど6千500円と言われましたが、で、自己負担が3万3千円ということで。 国の制度でやるということなんで、なかなかとやかく言うことはできないんですけども、この間もちょっと町民の方で、やっぱ年齢対象じゃないということで、夫婦そろって自費でワクチンを打ちに行ったよっていう方がおられて、まあまあな金額だったんで、当然制度で漏れてるから自己負担全額という形になるんだろうと思うんですけど、あと周知ですよ、周知の方法、今こうやって見たんで僕らは分

山崎保健福祉課長 議 長 山崎保健福祉課長	かるんですけれども、対象者には送ってるのかもしれないし、対象外の人に対して送ってないのかもしれんし、回覧なのかなんなのかって いうその告知の部分がしっかりできているのかどうかっていうのをち ょっと思ってるんですけど、その辺について何かお答えが、こうい うふうにしてます、ていう形があるんだったら、お答えしていただい たらというふうに思うんですが。 「議長」 「山崎課長」 はい。失礼いたします。
	今年度の取り組みとしましては、まずは65歳になられる方の対象 者が53名いらっしゃいます。先ほど申し上げました経過措置となら れる方70歳からの5歳刻みの方と100歳以上の対象者が288名 いらっしゃいまして、合計で341名の方に対して、4月中旬に個別 に接種案内をお送りしておるところでございます。 また医療機関から実績報告がございました4月分のワクチンの接種 状況としましては、3名の方が接種をされておりまして、別途問合せ 等を当課にもいただいておりますところでございます。 今ほど山崎議員から御指摘ございましたように、やはり接種実績へ 結びつけるために効果的な周知として、当課としましては接種勧奨の 義務はない中でも対象となる方へ個別に通知をお送りさせていただ いておりますところではございますが、御指摘のとおり、何分、新しい事業 でもございますし、町民の皆様も非常に関心の高いものでございま すので、今後は広報をはじめ、地域での健康診断ですとか、診療所のほ うの受診の際などの機会を通じて広く皆様へ周知をして参りたいと考 えておりますので、よろしくお願いいたします。
3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎	「議長」 「山崎議員」 はい。 すいませんちょっと時間もあるんで最後にお問い合わせという形で、町民

	の皆さんが決して知らなかったということがないように、是非、周知のほうを今後ともしっかりしていただくようお願いしてこの質問は終わりたいと思います。 はい。すいません続いての質問に移りたいと思います。 防災士組織について質問させていただきます。 南海トラフとか、そういうもう発生率がどんどん高くなっている状況で、もちろん消防団、そして防災士の組織っていうのは地域の防災の要としてやはり重要な役割があるんじゃないかなというふうに思ってます。防災士自体の制度もうかなり長くなっており、高齢化というものもあるのかなというふうに思ってます、災害時の即応力、そして継続的な防災士の活動にちょっと不安があるんじゃないかなというふうに思ってます。 そういう防災士の今の松野の現状、どういう形の人数とか年齢とかいうような、どういう配分とかどういう形になってるのか教えていただいたらというふうに思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	この御質問に対しましては、防災安全課長のほうから答弁をいたします。
谷口防災安全課長	「議長」
議 長	「谷口課長」
谷口防災安全課長	はい。失礼いたします。 ただいまの御質問についてお答えいたします。 本町では、防災士としての活動と技術研さんを支援することを目的として、平成26年度に松野町防災士連絡協議会を設立、非常時には、地域や職域における防災リーダーとしての役割を担う人材の養成に努めております。 御質問の防災士の人数、性別、年齢につきましては、資料を御用意

	しておりますので御覧ください。 令和6年度末現在の登録者数は60名で、性別の内訳は男性が35名、女性が25名、年齢は15歳から80歳までの方が登録されており、過去3年間では42名の方が防災士の資格を取得している状況であります。
3 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。 今説明受けました。 ぱっと見てすごく女性の防災士、バランスいいなというふうに思っ て、すごいな10代でもおられるんやなと思って、ちょっと感心をした ところですよ。男女の割合もすごく女性の割合も42%ということで、 もうこれ本当に担当課の仕事がよかったんだろうなというふうに私は 単純に思いました。 30代40代の男性っていうのは当然ながら消防団に入ってるんだ ろうなと思うんで、防災組織、防災士というよりは消防団っていう形 だから致し方ないのかなというふうに思っておるんですけども、女 性の防災士、本当にこう災害が起こった時の役割っていうのがすごく 重要なのかなというふうに思ってるんです。女性の感性だとか視点だ とか、子育てする世代の避難してきた人に対応とか、衛生面や育児面 というところになるんだろうと思うんです。女性の気づきがすごく必 要かつ重要ではないかというふうに考えてるんですけど、女性防災士 のかなり頑張ってると思うんですけども、育成とか登用の推進の方法、 どういうふうにお考えなのか、教えていただいたらというふうに思い ます。
谷口防災安全課長 議 長	「議長」 「谷口課長」
谷口防災安全課長	はい。失礼いたします。 女性防災士について御説明いたします。

	女性は生活支援に関する知識や経験を有していることが多く、避難所生活の質の向上に貢献できるほか、子どもや高齢者の健康管理など、きめ細やかな配慮が必要な方々への生活支援においても、その経験や知識が生かされると考えております。 防災対策においては、多様な人材の参加が不可欠であり、女性が防災士として活躍できることで、防災に関わる人材の層が厚くなり、より多角的な視点からの対策が可能になることから、女性が防災士の資格をするための環境づくりや育成の支援に努めて参りたいと考えております。
3 番 山 崎	「議長」
議 3 番 山 崎	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。ありがとうございます。 先ほど今お答えしていただいた、女性が防災士資格を取得するための環境づくりをするということだったんですけど、なかなか難しいと思うんですけど、その辺で女性が防災士を受けやすくする形、どういうふうに関今後やっていこうとされているのか。 なかなか抽象的な質問になっちゃうんですけど、もし答えられる範囲でよければお答えしていただけたらと思います。
谷口防災安全課長	「議長」
議 長	「谷口課長」
谷口防災安全課長	女性の防災士の養成、特に、今後検討していきたいとは考えております。 まず、多くの方に防災士の重要性を広く周知しまして、自主防災組織の活動をとおした資格取得の機運の醸成や、後、町内事業者への制度の説明、意識の啓発を行うなど、資格を取得していただく取り組み、体制づくりについても今後検討させていただきたいと考えているところでございます。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」

3 番 山 崎 谷口防災安全課長 議 長 谷口防災安全課長 3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎	はい。 是非、そういう形でしっかり進めていっていただけたらと思います。 後、防災士組織ができて、先ほど言ったように年数もたってきてるんですけど、その時代時代、今の時代に合った防災士のスキルっていうものが必要ではないかなというふうに思ってます、私も防災士にはなっているんですけども、自分自身も、いざそういう時に自分でスキルがあるのかなということは自分でも不安です。やはりそういう定期的な研修なり、スキルアップする講座なりっていうものが必要なのかなというふうに思っているんですけど、防災士のスキルアップについてどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。 「議長」 「谷口課長」 はい。 防災士のスキルアップにつきましては、災害は多様化、複雑化しておりまして、求められる知識や技能も変化していくため、防災に関わる組織として、常にスキルアップを図ることが重要であります。 本町といたしましても、防災士の方々が継続的な学習ができる環境整備を推進するとともに、関係機関との合同での訓練会や研修会を実施することで、連携体制の強化を図り、実効性の高い防災組織の育成、支援に努めたいと考えているところでございます。 以上です。 「議長」 「山崎議員」 はい。ありがとうございます。 防災士、もちろん人数も大事だろうと思うんですけど、やはり質というか内容というか、防災士自体のやっぱりスキル、みんながそういうスキルを持っていくっていうことがすごく重要だろうと思うんで、是非、質の部分、防災士としての質の部分ということも是非今後とも注力していただいて、今後、考えていただけたらというふうに思いま
---	---

	す。 防災士については、今のお願いを以て質問を終わりたいと思います。 すいません質問が多いもんでどんどん行かしてもらいます。 続いて、災害関連死のことについて質問したいと思います。 3月末時点で能登半島の地震の災害関連死は、新潟県と富山県を含めて342人となって、直接死も含めた死者は570人というふうな情報が出ております。直接死が228人、関連死が342人、関連死のほうのはるかに多い状況というふうになっております。 いざ起こった時にやはり、直接死、災害によって命は免れたものの、避難所とか避難先とか自宅等で、やはり亡くなってしまうというのは余りにもやっぱり不幸ではないかなというふうに思います。 いろんな関連があって体調を壊されたりするっていうことは当然あると思うんですけども、その辺に対してどういうふうな、今、なかなかちょっとこれ難しいと思うんですけども、準備とか、どういうふうな対策をしようとしているのか、もしくはまだできてないというのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	この御質問につきましてはですね、保健福祉の面と後、防災の面から対応が必要となって参りますので、まず保健福祉課長、そしてその後、防災安全課長のほうから答弁をいたします。
山崎保健福祉課長	「議長」
議 長	「山崎課長」
山崎保健福祉課長	はい。失礼いたします。 災害関連死への予防対策ということでございますが、少し数字を古うございますが、平成25年12月の愛媛県におけます地震被害想定調査の最終報告に基づきます南海トラフ巨大地震、町内で最大震度6強が発生した際の本町におきます被害想定としましては、建物倒壊に

谷口防災安全課長 議 長 谷口防災安全課長	よる死者５５人、土砂災害による死者１名のいわゆる直接死と呼ばれる方が５６人、また負傷者では全体で４７９人、避難者数は１ヶ月後で２７５５人とされておるところでございます。 ちょうど昨年度災害医療コーディネートの研修に参加させていただきました際に、災害派遣医療チームＤ-ＭＡＴと呼ばれる方から御講義をいただきまして、その際、先般、能登半島地震の経験を踏まえてお話がございましたが、その中では、外傷ですとか感染症、あるいは建物等に長い間こう挟まれております時の深部静脈血栓症、こういったものの新規発生の患者の方よりも、従来から医療を要する方、透析ですとか在宅酸素、あるいは入院されておったり、高齢者の方、こういった方に対します対応のほうがメインであったという御報告でございました。 またその中では、医療の提供体制だけでなく、福祉の提供体制を元に戻すことで、可能な限り元と同じ人生、元と同じ生活を維持することで、災害関連死を含む防げる死や防げる悲劇といったものへ最善の方策を実施すべきであるという御報告でございました。 当課としましては、保健師、管理栄養士によります健康診断、健康相談、また地域包括支援センターの社会福祉士やケアマネジャーによります総合相談などをおしまして、日頃から心配りや支援が必要な方ある程度把握はできておるのではないかと自負しておるところでございます。 また、介護や障害福祉の事業所とも日頃から顔と腕の見える関係、連携に努めておりますことから、町民の皆様お１人お１人の顔を思い描きながら、災害時にも対応できるネットワークづくりに努めて参りたいと考えております。 以上です。 「議長」 「谷口課長」 はい。失礼いたします。
--------------------------------------	--

3 番 山 崎 議 長 3 番 山 崎	災害関連死は、地震や風水害などの自然災害による直接的な被害ではなく、避難生活やその後の生活環境の変化による精神的、身体的負担が原因で起こるとされております。 具体的には、避難所でのストレス、栄養不足、持病の悪化などが挙げられております。 災害関連死を予防するためには、避難所の環境整備や医療体制の充実、栄養管理、精神的なケアはもちろんのこと、医療や福祉等、関係機関の連携や日々進化している防災資機材の導入や研究が重要となるとされております。 更に、本町には、これまで被災地域へ派遣され、貴重な経験をした職員も多数在籍しておりますので、そのノウハウを生かした対策に努めるとともに、住民への防災意識の高揚や個々の日頃の備え、防災訓練等による地域全体の組織力強化についても進めて参りたいと考えております。 「議長」 「山崎議員」 はい。 今のお話をお聞きしていると、やはり個々の健康状態っていうものを、ふだんからちっちゃい町だからこそ、そういう個々の人の健康状態っていうのは把握、ある程度できるのかなというふうに思うんで、是非、そこはやはり、いざ起こった時に、そういう個々に対してのケアできるような体制というのを、小さい町だからこそできると思うんで、その辺を是非、要望しまして最初の質問は終わりたいと思います。 続いて、先般かなり前ですけどね、ニュースでも災害関連死の認定制度について、認定組織が無いというふうな報道が、松野町では認定組織が無いというふうな報道がされてるんですけど、その認定制度とか、災害関連死のカテゴリーというか、どう言ったらいいですか、そういう認定する、どういうのが災害関連死なのかっていう単純には災害が起こって、それによって体調を崩してという意味合いは分かるん
------------------------------------	---

	ですけど、認定とかいう部分になると、どういう形でそういうふうな認定をしていくのか、いうのをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、よろしくお願いします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 それではこの件につきましては町民課長のほうから御説明をいたします。
芝 町 民 課 長	「議長」
議 長	「芝課長」
芝 町 民 課 長	はい。それでは先ほどの質問について御説明をいたします。 災害関連死につきましては、災害の際に、そのまま直接お亡くなりになる直接死と関連死とがあると思われます。 災害関連死について、死因と災害との因果関係の判断は、なかなか弁護士、医師等専門的な知識や経験と法的な根拠が必要となります。また、認定組織には公正な判断力とコミュニケーション能力をあわせて求められます。 県内の弔慰金支給審査会等の設置状況は、20市町中11の市町で設置され、そのうち松山市、宇和島市、西予市では実際に審査会が開催され、適切な弔慰金支給事務が行われているところです。 先般の報道のとおり本町では認定組織が設置できておりません。これまで幸いにも災害関連死と疑われる事例はありませんが、近年の想定外の異常気象や大規模な地震に備えるためにも、早急な対応が必要であり、今後、早期の組織化に向け、着手したいと考えております。 以上でございます。
3 番 山 崎	「議長」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。 できている自治体、できてない自治体がいろいろあるということで、

	今年度それ、認定組織の設置に向けてやっていくということだったので、これ以上言うことはないので、是非、しっかりしたものを作っていただいたらというふうに思います。 以上で、この質問は終わりたいと思います。 はい。ようやく最後まで来ました。 はい。最後の質問なんですけど、町職員のカスハラ、カスタマーハラスメントについてお伺いしたいと思います。 前、総務省が自治体職員を対象に行った調査で、住民などからカスタマーハラスメントいわゆるカスハラを受けたことがあるという答えた人は35%あるというような報道がなされております。一方で民間企業での調査に対しては10.8%、厚生労働省が行った調査では10.8%ということで、自治体職員のほうが圧倒的に3倍以上カスハラを受けているというような実態がアンケートでとられているんだろうと思います。 よくある、言いやすいっていうのもあるでしょうし、税金を使っていう部分で言われやすいのかなというふうにも思ったりはするんですけど、その辺、今まで松野町において、そういうカスタマーハラスメントを受けたような、被害を受けたとか、そういう実例っていうのがあるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいんですが。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 カスタマーハラスメントなんですけれども、役場において、現在までに明確に組織として、これはカスタマーハラスメントだというふうに対応した事例はありません。 しかし、職員に対する住民の方の苦情、クレームのうちで、カスハラに近いものはゼロではないのではないかと捉えておりますし、職員が我慢しているという状況ももしかしたらあったのではないかなという判断をしております。

3 番 山 崎 議 長	「議長」 「山崎議員」
3 番 山 崎	はい。 今、町長がおっしゃられたように声なき声というか、言いにくくていう部分もあるんじゃないかなというふうに思うんで、その辺はしっかり言いやすい環境を作るっていうのも大事な事かなというふうに思ってます。 そのカスハラ、カスタマーハラスメントに対してどういうふうな対応マニュアルとかがあるんでしたら、こういうふうな対応をするというようなものがあるんでしたら、ちょっとお聞かせしていただいたらというふうに思うんですが。
坂 本 町 長 議 長	「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 カスハラにつきましてはですね、実際、今後の業務改善につながる正当な御意見なのか、それとも職員に対する不当要求でありますか嫌がらせなのか、判断が非常に難しいところではあるとは認識しておりますが、まずはその対象となった職員、対応した職員が孤立することのないように、組織全体で対応できるような体制を作っていきたいと考えております。 カスハラは、不当な要求によりまして職員の就業環境が著しく害されるものでありますから、職員を守るために、このカスハラ対策、組織を挙げてのカスハラ対策は、不可欠であるというふうに判断しております。 先ほど申し上げましたように、町としてカスハラを明確に認識したことはないんですが、実態を知ることが1番重要でありますので、まず、職員に対してアンケートを実施して、これまでどういうふうな対応してきたのか、そういった実態を捉えていきたいというふうに思っております。

		職員がカスハラに対する理解を深めること、そして、みんなが意識をひとつにして対応することが必要だと考えておりますので、研修会の実施でありますとか、そういった具体的なことを展開していきますし、まずマニュアルをですね、整備をしていきたい、そういったことを考えておりますので、他市町のことも参考にしながら対策を行っていきたいと思っております。 以上です。
3 番	山 崎	「議長」
議	長	「山崎議員」
3 番	山 崎	はい。
		今、民間企業、外食産業なんかも張り紙で、これをしたらカスハラですよっていうのを明確に提示しているようなところもあると思うんです。 当然ながら民間企業の経営者っていうのは社員を守る義務があると思いますし、役場でいうなら町長は、町職員を守る必要があると思う、義務があると思いますんで、今、前向きな答弁いただきましたんで是非、早急かつしっかりしたものっていうのを作っていただいて、役場に就職している人、働いてる人が安心できて、しっかり働けるような環境を作っていただいたらというふうに思います。 以上をもちまして私の質問は終わります。 ありがとうございました。
議	長	以上で、山崎議員の質問を終わります。 ここでしばらく休憩します。 (1 1 : 5 6) (休憩 1 1 : 5 6 ～ 再開 1 3 : 2 9)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (1 3 : 2 9) 一般質問の途中ですが、会議録署名議員が欠けましたので、会議規則第 1 2 7 条の規定により、3 番山崎匡議員を追加指名します。 続いて、通告 3 番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め 6 0 分です。

2 番 山 石 議 長	山石議員の質問を許します。 「議長 2 番」 「山石議員」
2 番 山 石	議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。 はじめに、鳥獣被害の現状と対策についてお伺いします。 最近町内の山間部で、鳥獣による農作物の被害が多発しており、特に、サルによる収穫前の農作物被害が多く、専業農家では、出荷目の前のブロッコリー畑が荒らされて全く収入がなく困り果てたり、また家庭菜園でジャガイモ、サツマイモ、カボチャなどを取られたり荒らされたりする被害が数年前から続いております。 農家では、物価高騰のおり、農家が野菜を買いに行くような状況で死活問題となっております。 サルはほかの動物と違って知能が高く、学習の能力があり、単純な対策では通用しないので、農家では困り果てている状況です。 町内の鳥獣による農作物の被害は、主にサル、イノシシ、シカと思いますが、被害の状況についてお伺いします。
坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	「議長」 「坂本町長」 はい。 それではただいまの御質問につきまして農林振興課長から答弁をいたします。
中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 それでは私のほうからお答えいたします。 有害鳥獣による農作物の被害につきましては、高止まりの状態が続いております。 特に、先ほど言われましたサル、イノシシ、シカといった大型獣の被害は甚大でありまして、この3獣種による被害金額が、全獣種のト

2 番 山 石 議 長 2 番 山 石 中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	ップ3となっております、令和6年度の被害面積は約179アール、被害金額は約230万円余りとなっております。 以上です。 「議長」 「山石議員」 はい。ありがとうございました。 被害の状況は分かりました。有害鳥獣による農作物の被害は農家にとって死活問題であり、特に、高齢化が進んでいる本町の農家にとっては、農業の維持継続が困難な状況になっているのではないかと思います。 そこで町としてどのような支援や対策を行っているのか、また、その効果について検証しているかお伺いします。 「議長」 「中井課長」 はい。 ただいまの有害鳥獣による農作物被害対策につきましては、生産意欲の低下、ひいては離農にも直結する重要な課題であると認識をしております。 有害鳥獣対策としましては、3つの柱が重要であると考えております。 まず1点目が、生息環境管理であります。園地周辺の農作物の残渣の撤去や放任果樹の伐採、耕作放棄地の適正な管理により、有害鳥獣の住みにくい環境を作るものです。 2点目が、侵入防止対策です。町では、金網柵や電気柵など、有害鳥獣の侵入防止資材の購入に対しまして補助を行っており、令和6年度からは補助率を40%から50%へ、上限金額を10万円から20万円拡充しております。 3点目としまして、個体群の管理です。農地周辺での有害鳥獣の捕獲は直接的に加害鳥獣を減少させるものであり、これは猟友会の全面
--	--

		的な協力により実施しております。 農業振興のためには、農作物生産に対しての補助だけではなく、農作物を守るための施策も必要であり、捕獲に対しまして報奨金をお支払いしております。先ほど申しました大型獣につきましては、被害が甚大であることから、令和7年度から報償金を千円上乘せすることで、捕獲圧を少しでも高める取り組みを行っております。 侵入防止資材購入に対する補助につきましては、設置した園地では被害が減少しており、効果は出ております。しかしながら、サルについては、金網柵とネットでの複合対策も見受けられますが、被害が発生している園地もございます。サル対策につきましては、金網柵と電気柵の複合対策を勧めており、実際に地域おこし協力隊のモデル園地では実施をしております、大型獣による被害を発生しないことが検証されております。 電気柵は日常の管理が重要であることから、設置の際には、管理の重要性を引き続き訴えていきたいと考えております。 それぞれの柱は、独立した取り組みとなりますが、全ての柱を合わせて取り組むことが相乗効果を発揮するものと考えております。 その重要性につきまして、引き続き周知を行っていききたいと考えております。 以上です。
2 番 山 石	「議長」	
議 長	「山石議員」	
2 番 山 石	はい。ありがとうございました。	
	様々な対策を複合的に実施することの重要性が分かりました。	
	最近、専業農家でサルの被害で悩んでた人から、一昨年前はブロッコリーが被害に遭い商品にならず悩んでいたのだが、今年電柵を試したら被害に遭わなかったという話を聞きました。答弁の中で電柵の補助があると聞きましたが、是非、補助の継続をお願いします。	
	また大規模農家だけでなく、家庭菜園をされている方も多くの人が	

中井農林振興課長 議 長	被害にかかっています。そこで大規模農家以外の家庭菜園の方にも補助が活用できるのか、お伺いします。
中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 電気柵によります被害防止効果につきましては、事例を御紹介いただきましてありがとうございました。 電気柵につきましては、主に大型獣に対して効果がありまして、被害が甚大な傾向にあります大型獣の侵入を防ぐことは重要であります。今後も設置に対して継続した支援を行っていきたいと考えております。 また補助事業につきましては、年度当初の回覧や町のホームページにおきまして、周知、募集をしております。この補助事業につきましては、農業者で、かつ町内の農地を耕作している方が対象となっております。営農規模や受益戸数に制限は設けておりませんので、幅広く御活用できるものとなっております。 以上です。
2 番 山 石 議 長	「議長」 「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございました。 支援と対策、検証結果につきましては理解できました。 農家にとっては、侵入防止柵が1番資金と労力がかかり、高齢化や担い手不足の中でハードルが高くなっています。今後の農業のためにも、継続した支援や対策が必要だと思いますが、その辺りをどのように考えておるかお伺いします。
中井農林振興課長 議 長 中井農林振興課長	「議長」 「中井課長」 ただいま議員さんがおっしゃられましたように、資材購入にかかるお金や設置のための労力は農家にとっては大きな負担であります。特に資材につきましては、永久的に利用できるものではなく、経年劣化

				や有害鳥獣による破損への対応も必要となり、町としましては、新規設置のみではなく、補修に対しても同様の補助をすることにより、少しでも農家の金銭的負担の軽減を図りたいと思っております。 今後も、設置のための労力につきましては、農林公社が行っておりますアグリレスキュー事業を活用することもできますので、そういった対応も含めた上で、それぞれの農家さんに合った支援策を提案して参りたいと考えております。 以上です。
2	番	山	石	「議長」
議			長	「山石議員」
2	番	山	石	はい。ありがとうございました。 今後も、それぞれの農家に合ったきめ細かな支援や対策を継続していただきたいと思います。 様々な被害防止策に取り組んでいても被害が発生することはあります。そこで、被害を受けた農家に対して何らかの支援はあるのかお伺いします。
2	番	山	石	「議長」
議			長	「中井課長」
2	番	山	石	農作物の被害支援につきましては、例えば水稻でありましたら、共済加入による補償がございます。また、その他の農作物等につきましては、収入保険がございます。収入保険は、農業収入減少のリスクに備え、農家さんが加入をするものであり、農家さんが負担する経費の一部を補助することで側面的な支援を行っております。また、加入には青色申告が必要でありますことから、農業担い手育成対策事業を通じてその支援を行っているところであります。 以上です。
2	番	山	石	「議長」
議			長	「山石議員」
2	番	山	石	はい。ありがとうございました。

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	それでは最後に、鳥獣被害対策全般について町長にお伺いします。 鳥獣被害対策について、農家、猟友会、ＪＡなどが単体で活動していたのでは効果は薄いと思います。連携した取り組みが重要だと考えます。町としての取り組み、今後の方向性についてお伺いします。 「議長」 「坂本町長」 はい。
	おっしゃられるとおり有害鳥獣の対策につきましては、関係機関が連携することが最も重要だと思っております。 松野町はですね、その点、全国的にも私は先進的な取り組みができているのではないかなというふうに思っていますが、それにはまず森の息吹ですね、猟友会が母体となりまして、森林組合でありますとかＪＡ等の関係団体が参画をしたこの森の息吹が、全体の鳥獣等被害対策のプロ集団として対策に当たっていただいていること、更には、この森の息吹の上に、農家でありますとか、県、行政機関も含めた松野町鳥獣被害防止対策推進協議会というのがありまして、全体の連携を取りながら、総合的な方向性を見い出していく、意見調整をしながら、様々な意見を調整していくという大変すばらしい体制ができているというふうに思っておりますので、そういった組織をこれからも活用しながら、総合的な鳥獣害対策を進めていきたいと思っておりますので、それぞれ議員さんの立場でも御支援いただきますようお願いをいたします。 以上です。
2 番 山 石 議 長	「議長」 「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございました。 町のほうでも鳥獣被害について専業農家以外の農家に対してもきめ細かく対応されていることが分かりました。 物価高騰のおり、農家が野菜を買う状況にあり、本当に死活問題で

	す。支援をお願いしたいと思います。 以上で、鳥獣被害対策の質問についてはこれで終了します。 続きまして、南海トラフ巨大地震に対する防災減災についてお伺いします。 南海トラフ巨大地震に対する防災減災について、昨年から今年にかけて、南海トラフ巨大地震の臨時情報が発令され、南海トラフ巨大地震の発生率が高くなっており被害想定も見直されております。 愛媛県でも新規定が示され、死者は最大で2万4000人に達すると、前回の1万2000人から倍増しております。 過去に発生しました神戸淡路大震災、東日本大震災、能登半島地震で多くの人が亡くなっておりますが、その犠牲者の8割が家屋の倒壊や家具の転倒による圧死や窒息だそうです。 そこで町の重点施策の項目の民間木造住宅耐震改修事業である木造住宅耐震化改修申請状況、実績や補助内容についてお伺いします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。
	この御質問につきましては建設環境課長のほうから答弁をいたします。
井上建設環境課長	「議長」
議 長	「井上課長」
井上建設環境課長	はい。
	それでは、山石議員さんの御質問、民間木造住宅耐震改修事業について御答弁申し上げます。 まずはこの民間木造住宅耐震改修事業についてでございますが、令和元年度より制度運用を始めております。 その中で耐震改修時の申請状況、いわゆる実績でございますが、制度運用を始めました令和元年度から昨年、令和6年度までの間、申請及び実績件数は2件となっているところです。

	次に、民間木造住宅耐震改修事業の補助内容についてでございます。 まず補助の対象となる民間木造住宅の定義でございますが、昭和56年5月31日以前、いわゆる建築基準法の改正前に着工された住宅、かつ耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満に判定された住宅が対象となります。この上部構造評点1.0っていうのは、現在の建築基準法で、地震による倒壊の恐れが少ないとされている評点です。具体的には震度6強から震度7で、崩壊とか倒壊の恐れがない、危険性が少ないとされている評定になります。この評点1.0未満が対象の住宅になります。 そして、補助のメニューといたしましては、建物本体の耐震改修工事として、補助率5分の4で補助金額の上限が115万円を助成することとしております。 そのほかのメニューとしましても、屋根瓦等の改修を対象とした耐風改修工事やいっぺんに耐震基準を満たすことが困難な場合、段階的に耐震改修工事をする補助事業、補助制度、そのほか40万円を補助上限としました耐震シェルター設置工事、いわゆる部屋の中に骨組みを作ってですね、家屋が倒壊してもその部屋だけは倒壊防止するというような工事になります。これを補助メニューとして用意しております。 そして、この耐震改修事業を判断するための耐震診断や耐震改修事業等の設計や監理業務などについても、補助制度を設けて運用しているところでございます。 以上です。
2 番 山 石	「議長」
議	「山石議員」
2 番 山 石	はい。ありがとうございました。
	先にもお話ししましたが、犠牲者の8割は家屋の倒壊や家具の転倒です。高齢化率の高い松野町では古い住宅の改修に多額の費用がかかるということから、なかなか踏み切れない人が多いとは承知しており

井上建設環境課長 議 長 井上建設環境課長	ますが、補助制度の説明周知を徹底して、住民の方々に危機感を持ってもらう、自分の命は自分で守る、自助力を植え付けてもらいたいと思います。 1人でも多くの生命を守ってもらうことが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。 松野町のような中山間地では被害者の救助が困難で、72時間以内の救出は困難を来します。人口3500人しかない町で、一瞬にして人口が減少します。もっと危機感を持ってもらい、まず自助、自分の身は自分で守ることが1番です。木造住宅シェルターは一時避難の最たるものだと思います。そこで当初予算にもありましたが、木造住宅シェルターの設置申請状況、補助金及び周知、取り組みについて伺います。 「議長」 「井上課長」 はい。 それではただいまの木造シェルターの設置状況や取り組み状況について答弁申し上げます。 まずはこの木造シェルター、ちょっと聞きなれないんですが、どういったものかと申しますと、先ほど申し上げましたように、部屋の一室に枠組みを作って鉄骨とか木造、枠組みを作って補強して、その場所だけ壊れないようにするっていうようなものもあれば、ベッドのところだけいわゆる天蓋ですね、天蓋でベッドの部分だけ囲うようなタイプのものもございます。 こういった民間木造シェルター等の設置事業についてですが、さっきの答弁のとおり、令和元年度より補助上限40万円の補助制度の運用を始めております。そして今の御質問にもありましたように、本年度より、個別避難計画を策定した要支援者の皆様を対象として、補助上限を200万円まで拡充をさせていただいております。 その中で現在の設置状況につきましては、令和元年度の制度運用開
--------------------------------------	--

	始より、昨年度までは0件、現在のところ0件となっております。 次に本制度の周知活動でございますが、これまで広報まつのや公式ホームページの掲載、チラシの配布や戸別訪問などにより実施をして参りました。 今後とも、先きの質問でもありましたように、民間木造住宅の耐震改修の補助制度を持続的に実施するとともに、家屋の倒壊から命を守るための木造住宅シェルター等による部分的な対策も選択肢のひとつとして、住民の皆様が御利用いただけるよう、補助制度を継続的に実施して参りたいと考えております。 また、この制度の周知向上、認知向上につきまして、引き続き広報まつのへの随時掲載や町公式ホームページへの周知、固定資産税の納入通知書への同封、チラシの同封などを捉えた周知活動を、あらゆる機会を捉えて行って参りたいと思っております。 つきましては住民の皆様の福祉向上につなげていけますよう、議員の皆様におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
山 石 議 員	「議長」
議 長	「山石議員」
山 石 議 員	ありがとうございました。 避難困難者、高齢の独居者などは実際に大地震が発生すれば自主防災など避難誘導組織ができていても到底避難誘導はできないと思います。本当に人命を守るなら居間や居室、寝室など過ごす時間が長い部屋だけ木造住宅シェルターに改修すれば、一時的な避難ができ、安全で安心して暮らせると思います。木造シェルターの周知を徹底して、広めるお考えはありませんか、お尋ねします。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。この件につきまして私から答弁をいたします。 木造シェルター、今年度から予算を拡充して対応しておりますが、

		予算をつけても実際利用していただかなければ、これは何にもなりません。松野町のいいところは、私は、町民の皆様、お互いが顔が分かるということだと思います。 そして行政のほうも、お1人お1人の町民の皆さんの、例えば、御住所でありますとか家族の状況、健康状態というのもある程度把握ができております。 そういったことからですね、是非、保健福祉部門と協同して、戸別訪問で対象となる方にお勧めをしていきたいというふうに思います。 そうすることによって、防災意識の向上にもつながりますし、いざという時の自助の充実にもつながると思いますので、そういった方針でこれから進めていきたいと思います。 以上です。
2 番 山 石	議 長	「議長」 「山石議員」
2 番 山 石	議 長	はい。ありがとうございました。 香川県では古い住宅、木造住宅を中心に行政の担当者が訪問して能登半島地震や地震被害状況を交え、改修の必要性や補助制度を説明したところ、補助申請が倍増したという事例がありますので、今後とも、住民に周知徹底をしてもらいたいと、よろしくお願いいたします。 以上で私の質問は終了いたします。 ありがとうございました。 以上で、山石議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。 日程第5 報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町 長	議 長	「議長」 「坂本町長」
坂 本 町 長	議 長	はい。 それでは報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」地

方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況等を御説明申し上げます。

なお、本日御報告する内容は、本年6月2日に開催されました鬼北土地開発公社理事会において承認されたものであります。

なお、御説明する金額につきましては、100円以下を切り捨てて千円止めとし、この後の報告第3号から第5号までの出資法人に関する報告につきましても同様といたしますので、御了承いただきますようお願いいたします。

鬼北土地開発公社は、鬼北地域内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるため、出資団体である鬼北町松野町の委託を受けて、必要となる公共用地等の先行取得、造成、管理などを実施するために設立された団体であります。

では、令和6年度決算について説明いたします。

まず収益的収入及び支出について、収益的収入ですが、事業収益については、予算計上並びに決算額がありません。事業以外の収支については、収入のうち事業外収益は、普通預金利息、定期預金利息、運営費補助金、その他雑収益など、合計8万4千円の収入決算となっております。

続いて、販売費及び一般管理費は、役員の報酬、事務費等の需用費、郵便料の役務費など、合計して8万4千円の決算であります。

次に基本的収入及び支出について説明します。

まず基本的収入ですが、長期借入金として6万1千円、これに対する支出は支払い利息として同額の6万1千円です。

次に財産目録について、資産の部では、普通預金11万2千円、定期預金500万円、公有用地として、鬼北町事業分の4391平米の土地1件で、1千732万6千円、資産合計は2千243万8千円となっています。

次に負債の部では、短期預り金11万2千円、長期借入金が1千732万6千円で、負債の部合計1千743万8千円から、資産合計を

議 長 議 長	差し引いた５００万円が正味財産となっております。 続いて貸借対照表については、資産の部、負債の部それぞれについて、財産目録で説明したとおりであります。資本の部については、資本金として基本財産５００万円があり、その内訳は、資本金明細書のとおりであります。準備金につきましては、当期純利益が２１円ありますので、長期借入金等による負債合計が１千７４３万８千円、資本合計が５００万円となり、負債資本合計は２千２４３万８千円となります。 また、損益計算書では、販売費及び一般管理費が８万４千円、事業外収益が８万４千円であり、経常利益、当期純利益とも２１円の決算となっています。 なおキャッシュフロー計算書では、今回の会計期間における資金の流れを記載しておりますので、あわせてお目通してください。 以上で決算状況の説明を終わります。 なお、本土地開発公社におきまして、現在のところの本町が土地開発公社を利用する計画はありません。しかしながら今後、住民福祉の向上や地域経済の活性化のために大型事業の導入が必要となった場合は、土地開発公社の存在意義が出てくると考えられます。そのため当面の間、鬼北町とともに土地開発公社を存続していくこととしておりますので、議員各位の格別の御指導、御支援をお願い申し上げまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定による報告とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。 これから、本報告に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし） 質疑なしと認めます。 以上で、報告第２号の報告を終わります。 日程第６　報告第３号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。
---	---

坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	町長に報告を求めます。 「議長」 「坂本町長」 それでは報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況等を御説明申し上げます。 なお本日御報告する内容は、令和7年5月21日に開催された株式会社まちづくり松野第9期定時株主総会において承認されたものでございます。 昨年度は組織体制に大きな変更がありました。本法人の発足時の方針として、当時、組織運営が軌道に乗るまでは町がしっかりと経営を把握し、体制づくりに努めるように議会からも求められた経緯もあり、これまで町長である私が社長を務めて参りましたが、令和6年12月12日に臨時株主総会を開催し、新たに吉田律雄氏を代表取締役役に選任しました。プロパー職員から初めての代表取締役が誕生する大きな転機といえますが、吉田氏は、これまで幹部職員の中心として会社を支えてきた経験実績ある人物であり、私も安心して後を託すことができました。もちろん株主としての町の立場は変わりませんので、今後も、緊密な連携を取りながら経営を進めてもらう所存です。 それでは第9期令和6年度の営業報告の総括と事業概要について御報告いたします。 令和6年度も2年連続で売上げ2億円を超えることができましたが、様々な要因によりまして、前年を下回る結果となっております。上半期ゴールデンウィーク前の豊後水道地震による風評被害、人手不足による一部定休日の設定、高温障害等による農作物の不作を受け、かごもり市場の出荷減少などの影響がありました。下半期は伊予・土佐のうまいもの合戦やおさかな館のナイトアトリウム、オーディオガイドなど、新規事業が売上げを牽引するなど明るい状況もありまして、今後もしっかりと動向を確認していきたいと思っております。
---	--

虹の森公園全体の売上げ実績ですが、消費税抜きで2億1千534万9千円で、前年度対比94.7%、前年度の2億2千739万7千円には及びませんでした。

そのほか、各部門の状況及び今後の課題等については、それぞれ分析し、対応を行うように進めていく方針を記しておりますので、内容についてはお目通しをください。

続きまして決算報告では、まず貸借対照表では、資産の部で流動資産として現金と預金が4千220万8千円、その他に売掛金、未収入金、商品在庫その他を合わせまして、流動資産が合計で5千200万6千円、次に固定資産として構築物、車両運搬具、器具備品、出資金、保証金などが194万1千円あり、これら資産の部合計が、5千394万8千円となります。

これに対する負債の部では、流動資産として買掛金914万2千円、未払金698万2千円のほか、預り金、未払法人税等を合わせまして、1千674万1千円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金がマイナス4千295万3千円で、自己株式分を差し引きまして、純資産が3千720万6千円という状況であります。

これにより、負債・純資産合計が5千394万8千円となっております。

続きまして損益計算書では、純売上高は売上げ額で合計2億1千550万4千円であり、これに対する原価1億1千618万円、販売費と一般管理費1億3千853万5千円を差し引いた金額がマイナス3千921万1千円となっており、これに指定管理料を含む営業外収益の4千177万2千円等を加え、雑損失と法人税等を差し引きまして、当期純損失は235万5千円の黒字決算となっております。

これを受け第10期となる令和7年度事業計画や収支計画においては「地域と共に成長する企業に」という方針を掲げ、地域活性化の拠点として地元で愛される道の駅を目指していくこととし、営業体制の確立、店舗運営の充実、人材育成とサービスの向上など8つの基本方

	針に基づき、売上げ目標を２億２千５００万円に設定し、事業を展開していくこととしております。 以上で、地方自治法第２４３条の３第２項の規定による株式会社まちづくり松野に関する報告とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議 長	これから、本報告に対する質疑を行います。
7 番 赤 松	「議長 7 番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	今ほど虹の森公園の決算等について御説明をいただいたわけですが、決算は、前年度に比べて１千２００万余り減額となっておりますが、２年連続で２億円を超えたという結果になっていることで、喜んでいるところでございますが、その中で今後の課題ということで、それぞれの部門ごとに対策、対応等が書かれておりますが、その中で特に売上げが１番多い７千８８０万余りのかごもり市場の運営についてお聞きしたいと思いますが、この運営につきましては、７年３月に策定の第６次松野町総合計画においても、農業振興として、特産作物の品質向上や生産拡大に取り組むこととなっておりますが、市場の出荷者に対して、担当課のふるさと創生課、それから農業担当の農林振興課、町農業の中核機関である農林公社などが連携して、今後取り組んでいかなければならないのではないかと思われませんが、そのことについて、その推進体制、方法等に何かお考えがございましたらお聞かせを願いたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 まずですね、これからこの後御報告します農林公社におきましても同じようにプロパーの職員を社長として交代をしております。 私としましては、このまちづくり松野と農林公社、同じタイミングで新しい社長が誕生したわけでございますので、しっかりとこれまで

		以上に連携をして、両方の町の出資法人が町の産業を盛り上げてもらうようにという強い要請をいたしております。 その上で、役場としましても、今ほどあがりましたふるさと創生課、農林振興課、これがそれぞれバックアップをしますし、また株式会社フォレストでありますとか、そういった関連の町内の会社、団体にも声をかけて、いろんな地域経済、難しいことがありますけれども、みんなでこの一次産業を中心として盛り上げていこうという機運を作りたい、そのための推進母体を作りたいというふうに考えておりまして、今それに着手をしているところでございます。
7 番 赤 松	議 長	「議長」
7 番 赤 松		「赤松議員」
		はい。
		推進体制は今言われましたように、連携をして進めていくべきではないかと思います。 やはりこの虹の森公園の運営については、その中の今申し上げましたかごもり市場が町の産業振興の1番核になってくるんじゃないかと思われまので、是非、この分野に力を入れて進めていただきたいと思います。 それからもう1点、森の国ファームのことでございますが、令和3年度に多目的なイベントが可能な集客施設として改築をされたわけですが、見てますと余り効果が上がってないんじゃないかというように思いがいたします。 そういうことで特に今後、これにつきましても何かお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。
坂 本 町 長		「議長」
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		はい。
		森の国ファームがですね、職員、従業員の不足で、1週間に3日4日しか営業できなかったという事実もありますし、また御指摘のとおり

		り多目的な施設を整備をいたしました。そちらの利用率も実際上がっておりません。これは大変反省すべきということで、今、新しい経営陣に対して大分スタッフも確保できましたので、本体と一緒に、年中無休で営業できるような体制を整えてくれということで、今、実際、もうその準備ができつつあります。 一つ一つの施設、部門の施設につきましても、十分に活用するように、自分たちで手が回らんのやったら、町内の例えば類似の団体に協力を要請するとか、そういったことで施設の活用を今お願いをしているところでございます。 これにつきましても、新しい経営陣がしっかりと認識をしていただいて、前向きなことをやってくれておりますので、その点では私はこれから改善されるというふうに確信をしております。
7 番 赤 松	議 長	はい。了解。 よろしいですか。 ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。 以上で、報告第3号の報告を終わります。
議 長		日程第7 報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町 長		「議長」
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		それでは報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況を御報告いたします。 なお本日御報告する内容は、令和7年5月21日に開催された株式会社松野町農林公社、定時株主総会において承認されたものであります。 令和6年度は、不安定な社会情勢や異常気象に加え、肥料や資材、

燃料等の高騰により農業を取り巻く環境は相変わらず厳しいものでありました。そのような中、農林公社では、11月の臨時株主総会におきまして、先ほど御説明しましたとおり、プロパー職員である河野祐一氏を代表取締役役に選任し、新しい経営体制がスタートしております。

農林公社の主な事業は、育苗事業、青果事業、梅事業、アグリレスキュー事業、研修事業の5部門に取り組んでおります。

まず、育苗事業につきましては、公社の収益部門の大きな役割を果たしておりまして、全体の販売額は5千124万4千円で、前年と比較して売上げを伸ばしております。

野菜苗の状況としては、種苗店からの大口注文を受注するとともに新規顧客を得るなど、売上げを伸ばしております。JAえひめ南、JA高知県分も受注を継続しており、今後も地域JAと連携した販売を展開する予定です。

花苗についても全体的には増額となっております。大口顧客である受注者の受注量は前年並みを堅持しております。新規案件もありますが、花苗需要全体の厳しさ、不安定さもあるため、今後も継続し取扱い量の増加につなげるように努めて参ります。

花きのさくらひめについては、栽培開始から9年が経過し、栽培技術、品質ともに高い水準を維持しておりますが、暑さにより二番花の品質にばらつきが出て、花持ちの関係で直売所からの回収が増えるなど、苦戦を強いられている状況であります。栽培の継続を検討するとともに、植替え時期において他品目を栽培するなど、収益性も視野に入れながら、施設の有効活用を検討したいと考えております。

次に青果事業であります。

まず、研修ハウスファームでのトマト栽培事業の状況では、収穫量は約22.2トン、販売額は1千535万8千円であります。近年病害虫の影響を受けていることもあり、今期の定植分から全ての苗を抵抗性品種に変更し、売上げを維持しております。

キウイ花粉事業につきましては、3戸の花粉農家から花蕾で207

キロを受入れ、花粉量で2, 680グラムを精製いたしました。植物防疫所のかいよう病検査を経て、販売業者に出荷し、309万5千円の販売金額となり、大きく売上げを伸ばしております。生産農家も1戸増え、生産拡大に向けた取り組みが進んでいるところです。

次にブルーベリーは、五郎丸団地の終了により、虹の森団地のみでの栽培となったため、収穫量は247キロで、販売金額は41万9千円と大幅な減額となりました。トマト栽培の閑散期の雇用を維持するために栽培を継続しておりましたが、今後の方向性も検討しなければならないと思っております。

次に梅事業であります。暖冬の影響で開花が早まった上に、寒の戻りで花が落ちたこともあり、青梅の受入れ量が1.6トン、完熟梅の受入れ量が4.1トン、総受入れ量5.7トンと過去最低の実績となっております。品質についても、カメムシの大量発生により格外品が5割を超えるなど、厳しい結果となりました。産地である和歌山の影響も大きいことから、リスクの回避のため、青梅の一部をカリカリ梅として出荷するなど、他の加工販売を試験的に導入しており、農家所得の向上につながる方策の具現化に努めているところであります。

次に、アグリレスキュー事業です。アグレス事業は、作業依頼件数で481件、総額は2千118万3千円となり、園地開墾依頼もありまして増加しております。依然として公社アグレス事業への依存度の高さがみられますが、農家の皆さんの最後の下支えとしての役割と農業振興の要としての役割、年々変化していくニーズへの対応など、限られた労力をどのように発揮していくかを検討しつつ、新たな人材の確保に努めているところです。

最後に、研修事業です。県補助事業等を活用しながら、研修生を1名を受入れまして、キュウリ栽培を中心に、スマート農業にもつながる研修を行っております。引き続き様々な機会を捉え、研修生を確保しつつ育成に努めて参ります。農林公社の大きな役割が、担い手の育成、就農者の確保でもあるため、卒業後の農業を見据えた研修を展開

して参ります。

次に令和6年度の決算状況でございます。

まず貸借対照表については、資産の部では、流動資産として現金預金1千114万5千円のほか、未収入金760万7千円、商品在庫799万7千円ほかで計3千10万6千円であります。次に固定資産として有形固定資産、出資金を合わせ、1千198万4千円、流動資産固定資産を合わせて、資産の合計額は4千209万円であります。

これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等で1千102万1千円、純資産として資本金と利益剰余金を合わせて3千106万9千円となり、合計4千209万円であります。

次に損益計算書について、売上高では、育苗事業の売上げが5千124万4千円、青果事業の売上げが2千187万4千円、梅事業の売上げが319万1千円、アグリレスキュー事業などの作業売上げが2千118万3千円、研修事業に伴う売上げが196万6千円となり、5つの事業合わせて9千946万円であります。

昨年に続いての売上高1億円突破には、僅かに届きませんでした、これに対する売上げ原価が7千465万6千円で、売上げ総利益は2千480万3千円となります。販売費及び一般管理費が6千106万5千円で、この時点での営業損失は3千626万1千円となっております。これに営業外収益として、指定管理料、町の補助金のほか、利息配当金、雑収入の合計額3千679万2千円を加えまして、営業外費用を引いた経常利益は52万9千円であります。法人税を差引きした最終的な当期純利益は僅かな黒字であります、36万4千円となっております。

最後に、今期も当期純利益が黒字で終わることができましたが、単年度の決算状況だけに一喜一憂することなく、農林公社に課せられた様々な使命に応えるべく、多様化する農業のニーズの受皿としての役割を果たしていきますように、行政としてもしっかりと支援をしていきたいと考えております。また、県や農協、関係機関との連携を密に

議 長	して、地域農政を牽引する重責を果たしながら、担い手の確保、農地の有効な利活用、そして更なる農業の振興を図り、地域農業のリーダーとなり得ますように株主として提言をして参ります。 今後におきましても、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、地方自治法第243条の3第2項の規定による御報告とさせていただきます。 よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本報告に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。
議 長	以上で、報告第4号の報告を終わります。
議 長	日程第8 報告第5号「フォレスト株式会社に関する報告について」を議題とします。
坂 本 町 長	町長に報告を求めます。
議 長	「議長」
坂 本 町 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは報告第5号「フォレスト株式会社に関する報告について」
	地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況を御報告いたします。
	なお本日御報告する内容は、令和7年5月27日に開催されましたフォレスト株式会社、定時株主総会において承認されたものであります。
	今回の報告は、フォレスト設立以降1年間を通じた初めての決算となりますので、前年度との比較ができない項目がありますので、御了解いただきますようお願い申し上げます。
	それでは、令和6年度の営業実績等について御説明申し上げます。
	まず冒頭に、総括としての会社の理念、指針を記しております。「森林の循環を回復する」ことを理念に掲げ、3つの指針として、森林の循環、経済の循環、地域の人々との協力を推進し、収益の改善、森林

整備を見据えた人材の育成、林福連携による地域との連携強化といった施策を重点的に展開しているところであります。

次に令和6年度の決算状況です。

まず貸借対照表につきましては、資産の部では流動資産として、現金預金994万2千円のほか、売掛金141万円、商品在庫261万7千円ほかで、計1千404万8千円であります。次に固定資産として有形固定資産、出資金を合わせ、計50万4千円であり、固定資産を合わせた資産の合計額は1千455万2千円であります。

これに対する負債の部では、買掛金、未払金等で282万7千円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて1千172万5千円となり、合計1千455万2千円であります。

次に損益計算書を説明いたします。

売上高合計が1千600万4千円で、これに対する売上げ原価は、期首棚卸しに仕入れ高を加算し、期末棚卸を差し引いた485万6千円となり、売上げ総利益が1千114万8千円であります。販売費及び一般管理費が1千705万7千円で、この時点での営業損失は590万9千円となっております。これに営業外収益として、町の補助金利息等の合計701万8千円を加え、経常利益は110万9千円であり、法人税を差し引いた最終的な当期純利益は21万6千円、僅かではありますが、黒字決算となっております。

最後に法人化しての初の1年間を通じた決算報告でありましたが、黒字で締めくくることができております。このような事業報告に至ったことは、代表取締役をはじめ、関わっていただいている社員、役員の皆さんの努力の賜物であります。現在は、森林整備事業にも着手し、薪の製造販売、林福連携事業など、会社設立の理念に基づいた多面的多角的な事業展開に着手をしております。また、会社経営のために、経営の中にDXを積極的に取り入れるなど、スリム化した経営も展開しております。フォレスト株式会社の活躍は、町林業事業の進展に直結していると言っても過言ではないと思っておりますので、行政とし

議	長	ても、活動の支援、サポートはもちろんのこと、一体となり、参画する覚悟でおります。 今後においても、議員各位におかれましてはより一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、地方自治法第243条の3第2項の規定による御報告とさせていただきます。 よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。
		これから、本報告に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
		質疑なしと認めます。 以上で、報告第5号の報告を終わります。
議	長	日程第9 報告第6号「令和6年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。 町長に報告を求めます。
坂 本 町 長	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	それでは報告第6号「令和6年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告を申し上げます。 本報告は、地方自治法第213条の規定により、前年度の歳出予算で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものでございます。 繰越事業は、防災情報等伝達設備更新事業ほか12件となっておりまして、繰越総額は5億3千443万2千円で、その財源内訳は、国庫支出金4千723万8千円、県支出金1千773万6千円、地方債4億5千470万円、繰越金1千475万8千円を充当するものであります。 以上、御報告申し上げます。
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
7 番 赤 松	長	「議長7番」

議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	今ほど繰越明許費の説明があったわけですが、この繰越事業の中の11事業の中で、事業完了が1番遅い8年3月31日となっております清掃費の巡回車の購入についてお伺いしたいと思います、本事業は現行の車両が老朽化して頻繁に修理が必要となっていることから、6年度に予算化をされまして、6年度に入札を実施されているわけですが、納入が大幅に遅れているのはどのような理由なのか、また老朽化に伴うて修理が頻繁に行われたというようなことは説明があったわけですが、その収集業務に支障が来していないのか、その辺をお伺いしたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 それでは建設環境課長から答弁をさせます。
井上建設環境課長	「議長」
議 長	「井上課長」
井上建設環境課長	はい。 このじん芥処理車なんです、下の部分の台車についても非常に時間がかかっているんですが、1番納車の遅れの原因になりますのは、上部の下層部ですね、パッカーのごみ処理する部分、こちらに非常に多くの時間を費やしております。納車待ちというところでの、今落札業者との話合いの上で、3月という御回答をいただいております。 少しでも早くしていただけるようにはお願いをしているところでございます。 その中で、日々のごみ収集業務についての影響についてでございますが、現在のところ、今保有している車両でお互いの定期点検を重ねながら、つないでいるところでございます。ただ、年間走行距離、非常に多い距離を走ります。1日200キロほど走っていきますので、定期的に車両の入替えというところを、中期的にも予定をして、今考

	えているところです。 今、1番古い車両もそろそろ使用が困難になってくる時期ですので、次の車両の購入についても財源の確保といいますか、財源の措置を含めて予定をしているところでございます。 以上です。
7 番 赤 松	「議長」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	はい。
	3台運行しとるんですかね。
井上建設環境課長	はい。
7 番 赤 松	3台でうまく対応はしていただいているようでございますので、収集業務に必要ないように頑張っていただけたらと思います。
	以上で終わります。
議 長	これで質疑を終わります。
	以上で、報告第6号の報告を終わります。
議 長	日程第10 承認第1号「専決処分の承認について（令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは提案理由、承認第1号「令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由を御説明申し上げます。 本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月30日付で専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。 内容は、令和6年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において3千441万4千円の歳入不足が生じたため、地方自治

議	長	法施行令第166条の2の規定によりまして、令和7年度会計から繰上充用を行い補填をしたものであります。 よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。
		これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第1号は、即決したいと思えます。
		御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、承認第1号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
		次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
副 議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第1号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
		起立全員です。 したがって、承認第1号「専決処分の承認について令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第11 承認第2号「専決処分の承認について(松野町税条例の一部を改正する条例)」及び、

議	長	日程第 1 2 承認第 3 号「専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までの 2 議案を一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長		それでは承認第 2 号「専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）」並びに、承認第 3 号「専決処分の承認について（松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」は、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。 これら条例の一部改正については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとなり、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により本年 3 月 3 1 日付で専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。 松野町税条例の一部改正については、公示送達にインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴うものや、大学生年代の 1 9 歳から 2 3 歳を特定親族と定め、特別控除額を追加し、特定扶養控除を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入すること、上位法令の改正に伴う項ずれの反映等が主なものであります。 国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の改正に伴い、課税額や国保税の減額等に関し改定するものでございます。 よろしく御審議を賜り、御承認いただきますよう申し上げます。
議	長	これから、承認第 2 号及び承認第 3 号の 2 議案に対して、一括して質疑を行います。 （質疑 ～ なし）

議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第 2 号及び承認第 3 号の 2 議案は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、承認第 2 号及び承認第 3 号の 2 議案は即決することに決定しました。 続いて、討論、採決を行います。 この討論、採決は、案件ごとに行います。 最初に、承認第 2 号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第 2 号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第 2 号「専決処分の承認について（松野町税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、承認第 3 号に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)

議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第3号を採決します。 本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第3号「専決処分の承認について(松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。 ここでしばらく休憩します。(14:42) (休憩 14:42 ～ 再開 14:54)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(14:54)
議	長	日程第13 議案第45号「宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは議案第45号「宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」御説明申し上げます。 本案は、宇和島地区広域事務組合が共同処理する事務のうち、介護保険事業において共同で処理する事務の変更、及び消防施設等の整備に関する負担割合を新たに定めることに伴う組合規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。 1点目の共同処理する事務の変更につきましては、令和7年3月31日をもって登録ヘルパー派遣事業所を廃止したことに伴い、関係する設置及び管理運営に関する事務を規約から削除するものです。 2点目は、消防施設等の建て替えに伴う建設費及び管理運営費に係る分賦金割合を新たに定めるものです。具体的には、建設費については、財政規模に応じた負担となる基準財政需要額割が40%、関係す

	る市町の人口割を60%とし、管理運営費については、基準財政需要額割40%、関係する市町人口割を60%とするもので、既に広域議会において合意を得ている内容です。 本議案の議決を受けた後に、この変更に関する協議書を構成市町で締結し、県知事の許可があった日から施行する予定であります。 以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
7 番 赤 松	「議長7番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	今ほどの説明がありました中で、消防施設等の建設等についてお聞きをしたいわけですが、今ほどの今回の改正に直接関係するのかどうか分かりませんが、令和4年の宇和島地区の広域事務組合公共施設等総合管理計画の中に掲載されておりますが、以前に消防本部や鬼北消防署、それから吉田分署、津島分署を2025年度までに建て替えを実施する計画があがっていたわけですが、2025年度までということは、もう今年なんです、そういう動きが全然見受けられないわけですが、現在どのような状況になっておるのか御説明を願いたいと思います。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。 消防本部及び消防署の整備につきましては、もうこれは南海トラフを控えて、喫緊の課題だというふうに思っています。 最初の計画はですね、まず消防本部と宇和島消防署、これ合築になるわけですが、それを建設をして、その後、津島、鬼北など分署を整備する、消防署を整備するスケジュールだったんですが、御承知のことと思いますが宇和島は非常に土地がないということで、消防本部及び宇和島消防署の建設用地が確保できてない状況です。

				我々構成市町、町の部分なんですけれども、鬼北町と松野町ではもうなるべく早く宇和島で、宇和島消防署なんで、これはもう圧倒的に宇和島の問題だと思ってますので、宇和島で場所を確保して、消防本部と一緒に建ててくださいというお願いはもうずっとしてるんですが、ちょっといろいろな利害関係もありまして、現在も当てがえない状況です。 これでは駄目だということで今、津島分署のほうを先にやろうということになりまして、自動車道の津島の降り口の旧熱田温泉がありますよね、あそこの交差点の所に建てるということで、今、こちらのほうはやっと進みだしたんですけれども、今ほど申し上げましたように宇和島消防署及び消防本部につきましては、めどが立ってない状況で、これはもう我々も広域の構成市町のひとつとして、強力に早期着工を目指していきたいというふうに考えております。 以上です。
7	番	赤	松	「議長」
坂	本	町	長	「赤松議員」
7	番	赤	松	内容は分かったわけですが、宇和島の本部のほうでそういう状況でありましたら、他の分署いうか、鬼北町なんかにも影響がするわけですので、ひとつ宇和島市長、組合長と十分連携をしていただきまして、計画が初期の計画がスムーズに進むよう努力をしていただけたらと思います。 以上で終わります。 これで質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第45号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議			長	異議なしと認めます。
議			長	

議 議 議	長	したがって、議案第４５号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論　～　なし)
	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論　～　なし)
	長	討論なしと認めます。 これから、議案第４５号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立　～　全員)
	長	起立全員です。 したがって、議案第４５号「宇和島地区広域事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１４　議案第４６号「辺地に係る総合整備計画の策定について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂　本　町　議	長	「議長」
	長	「坂本町長」
坂　本　町　議	長	それでは議案第４６号「辺地に係る総合整備計画の策定について」提案理由の御説明を申し上げます。 本案は、令和２年度に策定しておりました辺地総合整備計画が令和６年度末で期限切れとなったことから、引き続いて令和７年度から５年間の辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。 御承知のとおり、起債の中でも財政上最も有利な辺地対策事業債を獲得するためには、法律の定めるところにより、辺地地域の総合整備計画を策定し、議会の議決を経て総務大臣に提出する必要があります。 本町の辺地地域は、上家地と葛川の両地区であり、今回の整備計画では、地域の利便性、安全性の向上のために、当該地区内で想定して

		おります５つの橋の橋梁の修繕について掲載をしており、総事業費は５千７００万円、その財源内訳は、国庫支出金３千７３０万４千円、辺地対策事業債１千９２０万円、一般財源４９万６千円を充当するものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑　～　なし）
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４６号は、即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって、議案第４６号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第４６号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議	長	起立全員です。 したがって、議案第４６号「辺地に係る総合整備計画の策定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１５　議案第４７号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

坂 本 町 長	町長に提案理由の説明を求めます。
議 長	「議長」
坂 本 町 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは議案第４７号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、提案理由を御説明申し上げます。 本案は、令和６年度において、町職員による公務上の横領事件が発覚したことに伴いまして、町長及び副町長の責任を明確化するため、本条例の一部を改正することにより、給与の一部を減額するものであります。 ここに改めて議会及び町民の皆様に対しおわびを申し上げます。 給与の減額に際しましては、松野町特別職報酬等審議会に諮問をいたしまして、令和７年５月２６日付けで答申を受けており、答申の内容のとおり、町長及び副町長の給与の１０分の１を１ヶ月減額することとしております。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。
議 長	(質疑 ～ なし)
議 長	質疑なしと認めます。
議 長	お諮りします。
議 長	ただいま議題となっております議案第４７号は、即決したいと思います。
議 長	御異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	したがって、議案第４７号は即決することに決定しました。
議 長	続いて、本案に対する討論を行います。
議 長	まず、原案に反対者の発言を許します。
議 長	(反対討論 ～ なし)

議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第４７号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第４７号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第１６ 議案第４８号「松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	それでは提案理由、議案第４８号「松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。
		本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴いまして、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長及び選挙立会人の報酬額を見直すものであります。
		改定後の報酬については、令和７年執行予定の参議院選挙から適用する予定としております。
		よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第４８号は、即決したいと思い

議	長	ます。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第４８号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
議	長	まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
		次に、原案に賛成者の発言を許します。
議	長	(賛成討論 ～ なし)
		討論なしと認めます。
		これから、議案第４８号を採決します。
議	長	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
		起立全員です。
議	長	したがって、議案第４８号「松野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
		日程第１７ 議案第４９号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び、
		日程第１８ 議案第５０号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」までの２議案を一括議題とします。
坂 本 町 議	長	町長に提案理由の説明を求めます。
		「議長」
		「坂本町長」
坂 本 町 長	長	議案第４９号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」と、議案第５０号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、関連がございますので、提案理由を一括して御説明申し上げます。

	本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、育児部分休業の取得パターンの多様化や仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等に対応するために、関係条例の改正を行うものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 これから、議案第４９号及び議案第５０号の２議案に対して、一括して質疑を行います。 （質疑　～　なし） 質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第４９号及び議案第５０号の２議案は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長 異議なしと認めます。 したがって、議案第４９号及び議案第５０号の２議案は即決することに決定しました。 続いて、討論、採決を行います。 この討論、採決は、議案ごとに行います。 最初に、議案第４９号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
議	長 次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
議	長 討論なしと認めます。 これから、議案第４９号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
議	長 起立全員です。

議 議 議 議	長	したがって、議案第４９号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 次に、議案第５０号に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論　～　なし）
		次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論　～　なし）
		討論なしと認めます。 これから、議案第５０号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立　～　全員）
		起立全員です。 したがって、議案第５０号「職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。
坂　本　町 議 坂　本　町	長	日程第１９　議案第５１号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
		「議長」
		「坂本町長」
		議案第５１号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」提案理由の説明を申し上げます。 平成３０年度の国保制度改革によりまして、国保財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移行されたことに伴い、保険料水準においても将来的に愛媛県内で統一を図ることとなっております。 県は令和６年３月に愛媛県国保運営方針を改訂し、令和１５年度までに県内の保険料水準を統一する方針であり、町でも県内統一の保険料水準に移行するため、保険税の算定方式を見直すことといたしました。 税率見直しに関する基本方針の１点目は、令和１１年度までに資産

		割を廃止すること、２点目は、県が示す標準保険料との乖離が大きい区分から優先的に見直し、標準保険料率に近づけること、３点目は、急激な負担増とならないよう段階的に改定し、財源不足が生じる場合は、財政調整基金等を活用し財源の確保を図ることとなっております。 令和７年度につきましては、最初の取り組みとして、資産税のみ税率を調整することとしておりまして、第４条基礎課税額、第７条後期高齢者等支援金、第９条介護納付金のそれぞれの資産割額の税率を２分の１にするものであります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑 ～ なし）
議	長	
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第５１号は、即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって、議案第５１号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 （反対討論 ～ なし）
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 （賛成討論 ～ なし）
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第５１号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 （起立 ～ 全員）
議	長	起立全員です。

議 長	したがって、議案第５１号「松野町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 日程第２０ 議案第５２号「動産の買入れについて」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	議案第５２号「動産の買入れについて」提案理由を御説明申し上げます。 本案は、ＧＩＧＡスクール構想に基づく、小中学校の児童生徒用端末の更新に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。 ５月１２日執行の愛媛県ＧＩＧＡスクール推進協議会による共同調達の入札結果を受け、愛媛県宇和島市坂下津甲４０７番地９１、四国通建株式会社宇和島営業所、所長兵頭範敏氏を契約の相手方とするもので、金額は消費税込みで１千１９８万５千６００円であります。 よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議 長	これから、本案に対する質疑を行います。 （質疑 ～ なし）
議 長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第５２号は、即決したいと思います。 御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第５２号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。

議	長	まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第５２号を採決します。
議	長	本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第５２号「動産の買入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第２１ 議案第５３号「工事請負契約の締結について」を議題とします。町長に提案理由の説明を求めます。
		「議長」
坂 本 町 議	長	「坂本町長」
		議案第５３号「工事請負契約の締結について」提案理由を御説明申し上げます。
坂 本 町 議	長	松野町隣保館建設工事につきましては、令和７年５月２８日に指名競争入札を執行したところ、愛媛県北宇和郡松野町大字松丸３９９番地、株式会社松野建設、代表取締役山口しおり氏が落札し、契約金額は消費税を含め９千６２５万円であります。
		地方自治法第９６条第１項第５号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の定めるところによりまして、契約の締結について議会の議決をお願いするものであります。
議	長	よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
		これから、本案に対する質疑を行います。
議	長	(質疑 ～ なし)
		質疑なしと認めます。
議	長	お諮りします。

議	長	ただいま議題となっております議案第53号は、即決したいと思いを ます。 御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第53号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
		次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
		討論なしと認めます。 これから、議案第53号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第53号「工事請負契約の締結について」は、原 案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第22 議案第54号「令和7年度松野町一般会計補正予算(第 1号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは議案第54号「令和7年度松野町一般会計補正予算(第1 号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、小中学生の保護者の負担を軽減す るために、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、学 校給食費補助金を追加するほか、マイナンバーカードを利用して、タ ッチパネルへの入力で申請書を作成するサービス導入経費、マツノイ

ズム高校事業に係る協力者謝礼とアドバイザー委託料など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。

歳入歳出予算の補正額は1千782万2千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億9千582万2千円にしようとするものであります。

それでは、歳出補正予算の主なものについて説明申し上げます。

まず人件費につきましては、人事異動、退職、昇格、会計異動、状況変更による給料の調整などにより842万2千円を追加しております。

2款総務費では、企画費に、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の採択を受けて、マツノイズム高校事業に係る協力者謝礼とアドバイザー委託料を99万9千円追加するほか、電算管理費にマイナンバーカード等を利用して、パネルへのタッチ入力で申請書等を作成するサービスを導入する費用398万円を計上しております。

次に、6款農林水産業費では、農業振興費に、野菜のマルチ選果場を中予地区に整備することにより、一元施設管理による業務コストの削減や一元販売体制の確立による販売力の強化等を図るための集出荷施設整備負担金を34万1千円計上をしております。

次に10款教育費では、事務局費に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付額通知を受けて、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するために、学校給食費補助金408万円を計上しております。

これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支出金606万5千円、20款諸収入99万9千円、21款町債30万円を追加するほか、最終の財源調整として、19款繰越金1千45万8千円を計上しております。

以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第 5 4 号は、即決したいと思
		います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第 5 4 号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第 5 4 号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第 5 4 号「令和 7 年度松野町一般会計補正予算(第
		1 号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第 2 3 議案第 5 5 号「松野町固定資産評価審査委員会委員の
		選任の承認について」及び、
議	長	日程第 2 4 議案第 5 6 号「松野町固定資産評価審査委員会委員の
		選任について」までの 2 議案を一括議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

坂 本 町 長 議 長	それでは議案第５５号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について」並びに、議案第５６号「松野町固定資産評価審査委員の選任について」の２議案は、関連がありますので、提案理由を一括して御説明を申し上げます。 まず議案第５０号では、固定資産評価審査委員会委員を令和７年６月１８日を任期として選任をしておりましたが、そのうち毛利達晴氏が御逝去され欠員となったことから、地方税法第４２３条第４項の規定により、速やかに補欠委員を選任したものであり、同法第４２３条第５号の規定によりまして、議会の承認を求めるものであります。 今回選任した委員は、松野町大字豊岡９３４番地１の山田史郎氏であります。山田氏は豊岡後部落区長、民生委員、山林委員をはじめ、地域の中核となる役職を歴任され、地域を代表する人物として、広く固定資産評価に関する意見を集約する能力を備えられております。また、住民からの信望も厚く、公正な審査業務を担っていただけるものと期待をしております。 議案第５６号では、その残任期間が６月１８日に満了となることから、引き続き山田史郎氏を選任いたしたく、あわせて地方税法第４２３条第３項の規定により選任の同意をお諮りするものであります。新たな任期は令和７年６月１９日から令和１０年６月１８日までの３ヶ年であります。 これまで同委員として御尽力をいただきました毛利達晴氏に対しまして、深甚なる敬意を申し上げますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。２期目の途中ではありましたが、５年１０ヶ月の長きにわたり、固定資産の評価審査業務に御貢献いただきましたことに重ねて感謝の意を表したいと存じます。 それではよろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。 お諮りします。 本案は人事案件ですので、先例により質疑、討論を省略したいと思います
---	--

議 長	います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。 採決は議案ごとに行います。 まず、議案第 5 5 号を採決します。 本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議 長	起立全員です。 したがって、議案第 5 5 号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任の承認ついて」は原案のとおり可決することに決定しました。 続いて、議案第 5 6 号を採決します。 本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (起立 ～ 全員)
議 長	起立全員です。 したがって、議案第 5 6 号「松野町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。
議 長	議事の都合により、副議長が議長の職務を行いますので、よろしくをお願いします。
副 議 長	日程第 2 5 選挙第 6 号「宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙」を行います。 この選挙は、宇和島地区広域事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定に基づき、議会において選挙を行うものです。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

副 議 長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
副 議 長	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 宇和島地区広域事務組合議会の議員に山田寛二議員を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました山田寛二議員を、宇和島地区広域事務組合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
副 議 長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました山田寛二議員が宇和島地区広域事務組合議会の議員に当選されました。 ただいま宇和島地区広域事務組合議会の議員に当選されました山田寛二議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
副 議 長	日程第 26 選挙第 7 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。 この選挙は、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、議会において選挙を行うものです。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)

副	議	長	異議なしと認めます。 したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なしの声)
副	議	長	異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に山田寛二議員を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました山田寛二議員を、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
副	議	長	異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました山田寛二議員が愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。 ただいま愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました山田寛二議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。 私の役目が終わりましたので、議長を交代します。
議 議	長 長		議長を交代しました。 日程第27「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。 お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。
議	長	日程第２８ 「議員派遣の件」を議題とします。
		お諮りします。
		議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。
議	長	これで会議を閉じます。(１５：４３)
議	長	町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	それでは議会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。 冒頭に申し上げたとおり異例の本会議となりましたが、議員各位の熱心で活発な議論を経て全議案可決いただきまして、無事に議会が閉会できますこと、心から感謝を申し上げます。 また一般質問におきましては、町政に対する様々な御提案や御提言をいただきました。これらは、町民の皆さんの声を代弁し、より良いまちづくりを進める上で大変貴重なアドバイスであると受け止めております。いただいた御提案、御提言につきましては、担当部局においてしっかりと検討し、町政の発展にまい進して参る所存でありますので、引き続き御支援をお願いいたします。 さて、農家の皆様が丹精込めて育てた梅が、今年はたわわに実り豊かな恵みをもたらしてくれるものと期待しているところです。更には、松野の農産物の代表格ともいえる桃も収穫の準備が進んでおり、夏の

議 長	到来を感じさせます。昨年は米をはじめ、桃や梅、ユズなど農作物全般が不作の年でありましたが、今年は例年並みに収穫できる状況ではないかと心待ちにしております。これからが本格的な農繁期となりますが、皆様の健康と安全を心から願っております。 結びに、議員各位におかれましては、日頃からの町政への御理解と御協力に重ねて感謝申し上げますとともに、皆様の負託に応えるべく、今後も全身全霊で町政運営に取り組んでいただくことをお誓い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。 本日はありがとうございました。 以上で、令和7年第2回松野町議会定例会を閉会します。 （ 1 5 : 4 6 ） 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 <u>松野町議会議長</u> 山田 寛二 <u>松野町議会副議長</u> 山石 恭助 <u>松野町議会議員</u> 加藤 康幸 <u>同</u> 上 赤松 紀幸 <u>同</u> 上 山崎 匡
--------	---